

研究倫理 ハンドブック

資料編

2026



立命館大学 研究部

2026.3.1

目次

■資料編

研究倫理に係る学校法人立命館および立命館大学の規程・指針・ポリシー

・学校法人立命館通報取扱規程	P.1
・立命館大学研究活動に係る不正行為の防止および対応に関する規程	P.7
・立命館大学における研究資料等の保存および開示に関するガイドライン	P.16
・立命館大学における公的研究費の管理に関する規程	P.17
・立命館大学における人を対象とする研究倫理指針	P.24
・立命館大学における人を対象とする研究倫理審査委員会規程	P.26
・立命館大学 人を対象とする生命科学・医学系研究倫理規程	P.29
・立命館大学動物実験規程	P.35
・立命館大学遺伝子組換え実験安全管理規程	P.41
・立命館大学バイオセーフティ委員会規程	P.46
・立命館大学安全保障輸出管理規程	P.48
・立命館大学研究倫理委員会規程	P.52
・立命館大学利益相反規程	P.54
・立命館大学利益相反マネジメント・ポリシー	P.57
・立命館大学教員研究室の利用に関するガイドライン	P.61

○学校法人立命館通報取扱規程

2008年4月23日
規程第763号

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、この法人（この法人が設置する学校を含む。以下同じ。）が「公益通報者保護法に基づく指針（令和3年内閣府告示第118号）」（以下「指針」という。）にもとづき、通報を適切に取り扱うに際し必要となる事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において通報とは、不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的、その他不正の目的でなく、法人の業務もしくは組織または理事もしくは教職員に法令違反、規程違反または契約違反の行為（以下「違反行為」という。）が生じており、またはまさに生じようとしている旨を、この法人が設置する通報窓口へ通知することをいう。

2 この規程において教職員とは、この法人と雇用または有償もしくは無償の委任その他の契約関係にある教員または職員、および第三者との労働者派遣契約にもとづきこの法人に対して労務を提供する者をいう。

3 この規程において法令とは、法律、法律に基づく命令、条例および地方公共団体の執行機関の規則（規程を含む。）をいう。

4 この規程において規程とは、学校法人立命館寄附行為その他この法人が定める規則、規程、ガイドライン、指針、内規、申合せ等をいう。

5 この規程において契約とは、この法人が第三者と締結する売買、賃貸借、雇用、請負、委任、その他の契約をいう。

(公益通報との関係)

第2条の2 この規程の第5章の規定は、理事または教職員が、「公益通報者保護法（平成16年法律第122号）」（以下「保護法」という。）にもとづき、行政機関等に対して公益通報を行った場合に準用する。

(周知および公表)

第2条の3 通報取扱責任者（第4条第1項に定める通報取扱責任者をいう。）は、この法人における通報の取扱いおよび保護法ならびに指針について、情報通信その他の方法により、理事、教職員その他の関係者に対し、十分かつ継続的に周知するとともに、社会一般に対してもこの法人における通報の取扱いについて公表する。

(利益相反関係の排除)

第2条の4 通報の取扱いの信頼性および実効性を確保するため、通報取扱責任者、通報窓口担当者（第5条第1項の各号に掲げる窓口において通報を取り扱う者をいう。以下同じ。）、その他通報の取扱いに従事する者および被通報者（その者が違反行為を行った、行っている、または行おうとしていると通報された者をいう。以下同じ。）は、自らが関係する通報の調査および是正措置に関与してはならない。

(調査協力)

第2条の5 この法人の理事、教職員および機関は、通報取扱責任者が通報を取り扱うために実施する照会、文書提出の求め等の調査に誠実に協力するものとし、調査の妨げとなる行為をしてはならない。

(秘密保持)

第2条の6 通報の取扱いに関係する理事および教職員は、通報を取り扱ううえで知ることとなった秘密をほかに漏えいしてはならない。理事および教職員ではなくなった後も同様とする。

第3条 削除

第2章 通報取扱体制

(通報取扱責任者)

第4条 理事長は、法人の業務もしくは組織または教職員に関する通報の取扱いを法務コンプライアンス室長に委任するものとし、法務コンプライアンス室長を通報取扱責任者とする。

2 理事に関する通報については、監事を通報取扱責任者とする。

(通報窓口)

第5条 通報を受けるため、および通報者への通知を行うため、この法人の内部および外部に次の通報窓口をおく。

- (1) 内部 法務コンプライアンス室
- (2) 外部 法務コンプライアンス室長が指定する法律事務所

(通報調査委員会)

第6条 通報取扱責任者は、通報の調査を行う場合において次の各号のいずれかに該当するときは、通報調査委員会（以下「調査委員会」という。）を設置する。

- (1) 調査の手段、方法について専門的な知見にもとづく意見を求める必要があると認めるとき
- (2) 調査により明らかとなった事実関係について専門的な知見にもとづく評価、鑑定が必要と認めるとき
- (3) その他合議体の審議にもとづいて調査を進めることが相当であると認めるとき

2 調査委員会および調査委員会による調査手続は、学校法人立命館通報調査委員会規程に定める。第3章 通報の取扱い

(通報の方法)

第7条 通報は、記名または匿名で、通報窓口が備え置く所定の書式（以下「通報シート」という。）を添えて通報窓口において口頭で、または、通報シートを通報窓口へ送達（ファクシミリ、電子メール等の電子的方法を含む。）する方法で行う。

(通報の受付)

第7条の2 通報窓口は、口頭による通報があったとき、または通報シートの送達を受けたときは、通報の趣旨の全部または一部がハラスメントである場合を除き、これを受け付ける。ただし、口頭による通報において通報者が通報シートを提出しないときは、相当の期間を定めて通報シートを提出することを求め、期間内に提出がなかったときは当該通報の受付を拒否することができる。

2 通報が、通報窓口以外の窓口へ到達したときは、当該窓口の事務を分掌する課長または事務長（以下「通報窓口以外の課長等」という。）は、速やかに当該通報を第5条第1項第1号に掲げる通報窓口へ移送しなければならない。この場合において当該通報は、通報窓口以外の窓口へ到達した時に通報窓口へ到達したものとみなす。

3 通報が、通報窓口以外の窓口へ口頭で行われようとしたときは、当該通報窓口以外の課長等は、第5条第1項第1号に掲げる通報窓口において通報すべき旨を教示しなければならない。この場合において当該通報窓口以外の課長等は、通報が口頭で行われようとしたことを第5条第1項第1号に掲げる通報窓口へ通知しなければならない。

(ハラスメント相談窓口の教示)

第7条の3 通報窓口は、通報の趣旨の全部がハラスメントに関する事項であるときは、これを受け付けず、立命館大学・立命館附属校ハラスメント防止委員会または立命館アジア太平洋大学ハラスメント防止委員会を設置する相談窓口に対して相談すべき旨を教示しなければならない。

2 通報窓口は、通報の趣旨の一部がハラスメントに関する事項であるときは、ハラスメントに関する事項以外を趣旨とする通報として受け付け、ハラスメントに関する事項については立命館大学・立命館附属校ハラスメント防止委員会または立命館アジア太平洋大学ハラスメント防止委員会を設置するハラスメント相談窓口に対して相談すべき旨を教示しなければならない。

(受付通知)

第7条の4 通報窓口は、通報を受け付けたときは、その旨を書面（電子的方法を含む。以下同じ。）により通報者に通知する。ただし、通報が口頭で行われたとき、通報者が連絡先を明らかにしていないとき、および通報者が通報の取扱いについての通知を求めない旨の意思を表示しているときは、この限りではない。

(照会等)

第7条の5 通報取扱責任者は、通報の趣旨の全部または一部が違反行為に該当するおそれがあるか否かを判断するため、関係する機関および教職員に対して事実関係について照会し、必要な限度で保有する文書（電子的記録を含む。以下同じ。）等の提供を求めることができる。

(通報の受理)

第8条 通報取扱責任者は、通報の趣旨の全部または一部が違反行為に該当するおそれがあると認めるときは、

当該通報を受理する。

- 2 通報取扱責任者は、通報の趣旨の全部が第2条第1項に定める違反行為に該当するおそれがないと認める
とき、既に解決している違反行為であるとき、通報者と連絡がとれないことにより事実関係の確認が困難で
あるとき、通報の趣旨が著しく不分明であるとき、その他正当な理由があるときは、当該通報を受理しない。
- 3 前2項に定める受理または不受理は、通報窓口が当該通報を受け付けた日から20日以内に決定する。ただ
し、正当な理由があるときは、通報取扱責任者は、相当の期間、決定を延期することができる。

(受理通知)

第8条の2 通報取扱責任者は、通報者に対し、通報を受理したときはその旨を、受理しなかったときは理由
を添えてその旨を書面により通知する。ただし、匿名の通報者ならびに連絡先が明らかでない通報者および
通報の取扱いに関する通知は不要である旨の意思を表明している通報者についてはこの限りではないものと
し、以後、通報者に対する通知について同様とする。

(取下げのあった通報の取扱い)

第8条の3 通報取扱責任者は、通報の取下げがあった場合であっても、当該通報をこの規程にもとづいて取
り扱うことができる。

(通報を受理した旨の報告)

第9条 通報を受理したときは、通報取扱責任者は、次の各号に掲げる事項を理事長に報告する。

- (1) 通報者および被通報者の職・氏名または名称等
- (2) 通報の趣旨
- (3) 通報を受理した理由
- (4) その他通報取扱責任者が必要と認める事項

(通報の移管)

第9条の2 受理した通報のうち、その趣旨の全部または一部が次の各号のいずれかに該当する通報は、該当
する部分についてはこの規程によらず該当する通報を取り扱うために定める規程にもとづき取り扱うことと
し、該当部分を当該規程における責任者に移管する。

- (1) 公的研究費不正使用に係る通報 各大学の公的研究費等の管理に関する規程
- (2) 研究活動における不正行為に係る通報 各大学の研究活動不正行為防止規程

2 通報取扱責任者は、通報を移管したときは、その旨を通報者に通知する。

(調査)

第10条 通報取扱責任者は、通報の趣旨が違反行為に該当するか否かを判断するため調査を行う。ただし、第
7条の5に定める照会等によって違反行為に該当することが明らかになっているときは調査を要しない。

(調査の開始等に係る通知)

第11条 通報取扱責任者は、通報の調査を行う場合はその旨および調査に必要と見込まれる期間を、照会等に
より明らかとなった事実にもとづいて違反行為該当の認定をする場合はその旨を、書面により通報者に通知
する。

(緊急の措置)

第11条の2 理事長は、通報取扱責任者の申告により、または職権で違反行為の継続により生ずる重大な損害
を避けるため緊急の必要があると認めるときは、違反者を指揮・命令する機関に対して当該違反行為を停止
させるよう請求することができる。

2 理事長は、前項に定める重大な損害を生ずるか否かを判断するに当たっては、損害の回復の困難の程度を
考慮し、損害の性質および程度をも勘案する。

(調査方法等)

第12条 通報取扱責任者は、面談その他の方法により関係者から事情を聴取し、その保有する文書その他の物
件

(以下「証拠物件」という。)を提出するよう求め、かつ、必要と認める期間、証拠物件を留め置くことができ
るほか、必要な場所について検証することができる。

2 調査対象および期間は、通報取扱責任者が決定する。通報取扱責任者は、調査委員会を設置したときは、
調査対象および期間について意見を求めることができる。

(調査の体制)

第12条の2 第7条の5に定める照会および前条第1項に定める事情聴取、証拠物件の提出請求および検証は、通報取扱責任者の指示により法務コンプライアンス室の職員が行う。

2 通報取扱責任者は、前項に定める職員のほか、必要に応じて理事または教職員に、調査の一部または全部を委任することができる。

3 通報の一部を第9条の2第1項の定めにもとづき他の機関に移管した場合において通報取扱責任者は、必要に応じ、当該他の機関と連絡をとり、関係者からの事情聴取等を共同して行う等により調査の促進に努める。

(調査の期間)

第12条の3 通報の調査は、3か月を標準調査期間とし、通報取扱責任者は、正当な理由があるときは、相当と認める期間、調査期間を延長することができ、以後も同様とする。

(事実および違反行為の認定)

第12条の4 事実および違反行為該当の認定は、調査委員会を設置したときは、調査委員会において行い、その他の場合は通報取扱責任者が行う。

2 事実および違反行為該当の認定は、客観的かつ総合的に行わなければならない。

(被通報者の意見の聴取)

第12条の5 通報取扱責任者（調査委員会を設置したときは調査委員会）は、被通報者に違反行為があったとの認定をしようとするときは、当該被通報者に対し相当の期限を付して意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、被通報者が意見を述べる機会を放棄する意思を表示したときはこの限りではない。

2 前項に定める意見は、意見を記載した書面（以下「意見書」という。）を提出して行うものとし証拠物件を添えることができる。

3 意見を述べる機会の付与は、次の各号に掲げる事項を記載した書面を交付して行う。

(1) 通報の趣旨

(2) 違反行為として認定した行為および根拠となる法令または規程もしくは契約の条項

(3) 違反行為認定の基礎となる事実

(4) 意見書の提出先および期限

4 被通報者が正当な理由なく前項第4号の期限を過ぎても意見書を提出しないときは、意見を述べる機会を放棄したものとみなす。

(理事長への報告)

第13条 通報取扱責任者は、調査に基づく事実および違反行為該当の認定の結果に被通報者の意見および意見に理由があるか否かについての見解を添えて理事長に報告する。

2 通報取扱責任者が監事であるときは、監事は理事会に報告しなければならない。

(監督官庁等への報告)

第14条 法令違反行為が判明したときは、理事長は、必要に応じて監督官庁等に対し当該調査結果の報告を行う。

(調査結果の通知)

第15条 通報取扱責任者は、通報者に対し調査結果を書面により通知しなければならない。

2 前項に定める通知は、適正な業務の遂行および当該調査に協力した者その他第三者の名誉、信用およびプライバシーの保護に支障がない範囲のものとしなければならない。

第4章 是正措置

(是正措置の諮問)

第15条の2 調査において認定された違反行為がこの法人の運営上、重大なものであるときは、理事長は、その是正措置について学校法人立命館コンプライアンス委員会（以下「コンプライアンス委員会」という。）に諮問しなければならない。

2 コンプライアンス委員会は、是正措置を理事長に答申する。3理事長は、前項の答申を理事会に報告する。

(違反行為の是正)

第16条 理事長は、担当理事または該当の教職員に対し、相当の期限を付してコンプライアンス委員会から答申を受けた是正措置の履行を求め、または第13条に定める通報取扱責任者の報告を示し、是正策の策定およびその履行を求める。

- 2 前項において是正措置の履行を求められた担当理事または該当の教職員は、所定の期日までに是正措置を完了し、その結果を理事長および理事会に報告しなければならない。
- 3 理事長は、是正措置が適切に機能していないと認めるときは、あらためて第1項にもとづき是正措置の履行を求める。

(是正措置の通知)

第17条 通報取扱責任者は、是正措置が完了したときは、その旨を当該是正措置の概要を添えて通報者へ通知する。

- 2 前項に定める是正措置の概要は、適正な業務の遂行および当該調査に協力した者その他第三者の名誉、信用およびプライバシーの保護に支障がない範囲のものとしなければならない。

第5章 通報関係者の保護

(通報者および調査協力者の保護)

第18条 理事長は、通報者または通報の調査に協力した者がこの法人の教職員である場合において、通報を行ったこと、または通報の調査に協力したことを理由に、当該教職員に対し解雇その他の不利益な取扱いをし、またはハラスメントその他の嫌がらせを行ってはならない。

- 2 学校長は、通報者または通報の調査に協力した者が当該学校の学生、生徒または児童（以下「学生等」という。）である場合において、通報を行ったこと、または通報の調査に協力したことを理由に、当該学生等に対して退学その他の不利益な取扱いをし、またはハラスメントその他の嫌がらせを行ってはならない。
- 3 何人も、通報者または通報の調査に協力した者に対して、通報を行ったこと、または通報の調査に協力したことを理由にいかなる不利益な取扱い、ハラスメント、その他の嫌がらせをしてはならない。
- 4 通報者または通報の調査に協力した者は、前各項に定める不利益な取り扱い、ハラスメント、その他の嫌がらせを受けたときは、その旨を通報窓口にご相談することができる。
- 5 何人も、通報者を探索してはならない。

第19条 削除

(不利益行為者に対する措置)

第19条の2 通報取扱責任者は、理事または教職員に第18条に違反する行為があると認めるときは、常任理事会または理事長に対し、役員懲戒審査委員会または教職員懲戒審査委員会を設置し、調査をすべき旨を申告する。通報の取扱いに関する秘密を漏らした者および知り得た個人情報を漏らし、または不当な目的に使用した者がいると認めるときも同様とする。

(予防措置)

第19条の3 通報取扱責任者は、被通報者が通報者を特定している通報について調査をするときは、被通報者による不利益行為を予防するため、被通報者に対して第18条に定める不利益な取扱いの禁止、および前条に定める不利益行為者に対する措置について告知して、注意を喚起しなければならない。

(通報者の個人情報の保護)

第20条 通報取扱責任者は、通報者の所属、氏名その他の個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項の各号に掲げるいずれかに該当する情報をいう。以下同じ。）が被通報者その他の利害関係者に漏れることにより生ずる不利益を避けるため、次の各号に掲げる事項を遵守して通報の取扱いをしなければならない。

- (1) 個人情報を共有する者の範囲を必要最小限に限ること
 - (2) 通報者の書面による同意がない限り、前号に掲げる範囲を越えて個人情報を開示しないこと
 - (3) 前号の同意を得るときは、個人情報の開示によって通報者が被るおそれがある不利益について説明すること
- 2 通報取扱責任者は、前項第2号および第3号に掲げる措置を講じたうえで通報者の個人情報を開示するときは、その開示の相手方に対し、書面により秘密保持を誓約させようとして、当該個人情報を漏えいさせる行為は、懲戒処分等の不利益処分の対象となる旨を告知し、注意を喚起しなければならない。
 - 3 この法人の外部に設置した通報窓口は、通報者の書面による同意がない限り、通報取扱責任者に対して個人情報を開示してはならない。

第21条 削除

第22条 削除

第6章 検証および環境整備

(コンプライアンス委員会における検証)

第23条 理事長は、毎年度、監事および法務コンプライアンス室長が取り扱った通報について、通報の趣旨、事実、違反行為の認定および是正の措置についてコンプライアンス委員会に報告し、取扱いの適正性について評価および検証を受けなければならない。

2 理事長は、通報の取扱いの実効性に対する理事および教職員の信頼性を高めるため、前項に定めるコンプライアンス委員会による評価および検証の結論を理事および教職員に公表する。

第24条 削除

第7章 改廃

(改廃)

第25条 この規程の改廃は、常任理事会が行う。

附 則

この規程は、2008年4月23日から施行する。

附 則 (2009年3月4日法務コンプライアンス室の設置に伴う一部改正) この規程は、2009年4月1日より施行する。

附 則 (2010年9月22日通報処理方法の見直しに伴う一部改正) この規程は、2010年10月1日より施行する。

附 則 (2015年3月25日外部からの通報処理制度の整備等に伴う一部改正) この規程は、2015年4月1日より施行する。

附 則 (2018年6月27日「公益通報者保護法に関する民間事業者向けガイドライン」の改正および制度運用手続の明文化等に伴う全部改正)

この規程は、2018年10月1日より施行する。

附 則 (2022年10月5日「公益通報者保護法を踏まえた内部通報制度の整備・運用に関する民間事業者向けガイドライン(平成28年12月9日消費者庁)」の廃止および「公益通報者保護法に基づく指針(令和3年内閣府告示第118号)」の施行に伴う一部改正)

この規程は、2022年10月5日から施行する。

○立命館大学研究活動に係る不正行為の防止および対応に関する規程

2023年3月29日
規程第1213号

資料

立命館大学研究活動に係る不正行為の防止および対応に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、立命館大学研究倫理指針（以下「倫理指針」という。）にもとづき、研究活動上の不正行為の防止および不正行為が生じた場合における適正な対応について必要な事項を定める。

(適用)

第2条 この規程は、本大学に現に所属し、または過去に所属した研究者に適用する。

(定義)

第3条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 不正行為 故意または研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる研究成果の中に示されたデータ、調査結果等の捏造、改ざんおよび盗用ならびに研究成果の作成から報告までの過程において行われた不適切なオーサiership、二重投稿ならびにこれらの証拠隠滅または立証妨害（追試または再現を行うために不可欠な実験記録等の資料または実験試料の隠蔽、廃棄および未整備を含む。）その他の倫理指針に反する行為のことをいい、各用語の意義は次に掲げるところによる。

ア 捏造 存在しないデータ、研究結果等を作成すること

イ 改ざん 研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること

ウ 盗用 他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文または用語を当該研究者の了解または適切な表示なく流用すること

エ 二重投稿 原著性が要求されている場合において既発表の論文または他の学術雑誌に投稿中の論文と本質的に同じ論文を投稿すること

オ 不適切なオーサiership 実質的に貢献のない者を著作者に加えることまたは著作者として加えるべき者を記載しないこと

(2) 不正行為に係る情報 本大学に現に所属し、または過去に所属した研究者に係る前各号に掲げるいずれかに関する情報をいう。

(3) 研究者 本大学において研究活動を行う教職員、学生、および客員研究員をいう。

(4) 学部、研究科および機構 本大学の学部、研究科および機構をいう。

(5) 告発 不正行為に係る情報を告発窓口へ通知することをいう。

(6) 告発者 自らの氏名、所属、および連絡先を明らかにして告発をする者をいう。

(7) 被告発者 告発において不正行為に係る情報の当事者とされた者をいう。

(8) 悪意にもとづく告発 被告発者を陥れるため、もしくは被告発者が行う研究を妨害するためなど、専ら被告発者に何らかの損害を与える目的、または本大学に不利益を与える目的で行われた告発をいう。

(研究者の責務)

第4条 研究者は、研究活動上の不正行為やその他の不適切な行為を行ってはならず、また、他者による不正行為の防止に努めなければならない。

2 研究者は、研究倫理教育責任者の指示に従い、研究倫理教育を定期的に受けなければならない。

3 研究者は、研究活動の正当性の証明手段を確保するとともに、第三者による検証可能性を担保するため、公表された研究に関する実験・観察記録ノート、実験データその他の研究資料等（以下「研究資料等」という。）を少なくとも10年間、適切に保存および管理し、開示の必要性および相当性が認められる場合には、これを開示しなければならない。

(調査協力義務)

第5条 学校法人立命館（以下「本法人」といい、その設置する大学および附属学校を含む。以下、同じ。）の理事および教職員は、この規程にもとづく照会、文書等の提出の求め等の調査に誠実に協力しなければならない。調査の妨げになることをしてはならない。

(最高管理責任者)

第6条 本大学における不正行為の防止について最終責任を負う最高管理責任者として、学長を充てる。

2 最高管理責任者は、次の各号に掲げる責務を負う。

- (1) 不正行為の防止に係る基本方針を策定し周知すること
 - (2) 不正行為を行った者に対して中止、是正その他必要な措置を命じること
 - (3) 不正行為について社会一般に公表し、および監督官庁等に報告すること
- (統括管理責任者)

第7条 最高管理責任者を補佐し、不正行為の防止を統括する責任と権限を有する統括管理責任者として、研究を担当する副学長のうち、学長が指名する者を充てる。

2 統括管理責任者は、次の各号に掲げる責務を負う。

- (1) 不正行為の防止に係る施策を実施すること
 - (2) 研究不正の告発を取り扱うこと
- (統括管理副責任者)

第8条 統括管理責任者を補佐する統括管理副責任者として、研究部長を充てる。

(学部、研究科および機構責任者)

第9条 学部、研究科および機構の長は、当該学部、研究科および機構における不正行為の防止等に関する責任者として、公正な研究活動を推進するための適切な措置を講じる。

(研究倫理教育責任者)

第10条 最高管理責任者は、研究者に対する研究倫理教育について実質的な責任と権限を持つ者として研究倫理教育責任者を置き、学部、研究科および機構の長を充てる。

2 研究倫理教育責任者は、研究倫理教育責任者を補佐する研究倫理教育副責任者を置くことができる。

3 研究倫理教育責任者は、当該学部、研究科および機構に所属する研究者に対し、研究者倫理に関する教育を定期的に行わなければならない。

(告発の窓口)

第11条 学内外の告発を受ける告発窓口（以下「告発窓口」という。）は、学校法人立命館通報取扱規程で定める通報窓口とする。

(告発者の資格)

第12条 不正行為に係る情報を保持する者は、何人であっても告発窓口で告発することができる。

(告発の方法)

第13条 告発は、所属、氏名および連絡先を明らかにしたうえで、被告発者の氏名または名称、不正行為の態様その他行為の内容が明示され、かつ、不正行為に該当する合理的理由が添えられた書面（電子的記録を含む。以下同じ。）を告発窓口に送達（電子メール等の情報通信の方法を含む。以下、同じ。）する方法で行う。

(告発の受付)

第14条 告発窓口は、告発の書面の送達を受けたときは、一見して明らかに不正行為にかかる告発ではないと認められる場合、または、告発者が所属、氏名および連絡先を明らかにしていない場合を除き、当該告発を受付ける。

(匿名の告発の取扱い)

第15条 前項の規定にかかわらず、所属、氏名および連絡先を明らかにしない告発であっても、告発の書面に示された事実が、一応存在すると推認することができる告発については、告発窓口の責任者が告発者となり告発することができる。

(受付の報告)

第16条 告発窓口は、告発を受け付けたときは、すみやかに統括管理責任者にその旨を報告する。

(告発者に対する通知)

第17条 告発窓口は、告発を受け付けたときは、告発者に対し、その旨を書面で通知する。ただし通知先が明らかでないとき、または、告発者が告発の取扱いについての通知を求めない旨の意思を表明しているときは、この限りでない。

(告発によらない不正行為の取扱い)

第18条 告発によることなく、広く社会一般に対する報道、研究者コミュニティにおける公表等により不正行為にかかる情報が指摘されたとき（研究活動上の不正行為を行ったとする研究者または研究グループ等の氏

名もしくは名称、研究活動上の不正行為の態様その他事案の内容が明示され、かつ、不正とする合理的理由が示されている場合に限る。)は、学長は、この規程の手続によらず、倫理指針の3 (3) ①ただし書きにもとづき、立命館大学研究倫理委員会において取り扱う。

(告発の相談)

第19条 不正行為に係る情報を保持する者から告発の是非、手続に関する相談を受けるため、立命館大学研究部研究推進課に相談窓口を置く。相談窓口以外の課に相談があったときは、当該課の課長または事務長は、相談者に対し、相談窓口を教示しなければならない。

2 相談は、直接面談して行う方法のほか、電子メールその他情報通信の方法により受けることができる。3 相談窓口は、相談を受けたときは、その内容を録取し、統括管理責任者に報告する。

4 不正行為にかかる情報を告発する意思がない者から相談を受けた場合において、当該不正行為にかかる情報が、一応存在すると推認することができるときは、相談窓口の責任者が告発者となり告発することができる。

5 不正行為にかかる情報が、まさに不正行為が行われようとしている、または不正行為を行うことを要求されている旨である場合において、一応、その事実があると推認できるときは、統括管理責任者は、当該不正行為にかかる研究者が所属する学部、研究科および機構の責任者に対し、事実関係を確認した上で報告するよう求めることができる。

6 統括管理責任者は、前項の定めにより学部、研究科および機構の責任者から不正行為にかかる情報が事実である旨の報告を受けたときは、直ちに最高管理責任者にその旨を報告し、最高管理責任者は、当該不正行為を行おうとし、または当該不正行為を行うことを要求した研究者に対し、直ちにその行為を止めるよう命じる。

(告発窓口の職員の義務)

第20条 告発の受付に当たっては、告発窓口の職員は、告発者および被告発者の秘密の遵守その他告発者および被告発者の保護を徹底しなければならない。

2 告発窓口の職員は、告発の書面の内容を他の者が同時および事後に見聞できないような措置を講ずる等、適切な方法で管理しなければならない。

3 前2項の規定は、告発の相談について準用する。

(当事者等の個人情報の保護)

第21条 統括管理責任者は、告発者、被告発者その他利害関係者(以下「当事者等」という。)の所属、氏名その他の個人情報(個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第2条第1項の各号のいずれかに該当する情報をいう。以下同じ。)およびプライバシー(以下「個人情報等」という。)が漏えいすることにより生ずる不利益を避けるため、次の各号に掲げる事項を遵守して、この規程に定める手続を進めなければならない。

(1) 個人情報等を共有する者の範囲を必要最小限に限ること

(2) 当事者等の書面による同意がない限り、前号に掲げる範囲を超えて個人情報等を開示しないこと

(3) 前号の同意を得るときは、個人情報等の開示によって当事者等が被るおそれがある不利益について説明すること

2 統括管理責任者は、前項第2号および第3号に掲げる措置を講じたうえで、当事者等の個人情報等を開示するときは、その開示の相手方に対し、書面により秘密保持を誓約させたうえで当該個人情報等を漏えいする行為は、懲戒処分等の不利益処分の対象となること、および民事上の賠償責任を負うおそれがあることを告知し、注意を喚起しなければならない。

(予防措置)

第22条 統括管理責任者は、被告発者が告発者を特定している告発または告発者の職場において告発者が特定されている告発の調査をするときは、被告発者その他の者による告発者に対する不利益な取扱い、ハラスメント、その他の嫌がらせ(以下「不利益な取扱い等」という。)を予防するため、被告発者に対して、次条に定める不利益な取扱い等の禁止および違反した者に対する措置を告知して、注意を喚起しなければならない。

(告発者および調査協力者の保護)

第23条 統括管理責任者は、理事または教職員が次の各項の定め違反したと認めるときは、学校法人立命館 常任理事会または理事長に対して、役員懲戒審査委員会または教職員懲戒審査委員会を設置し、審査をすべき

旨を申告する。告発の取扱いに関し、職務上知り得た秘密情報（第25条第1項に規定する「秘密情報」をいう。）を漏らし、または不当な目的に使用したと認められる者も同様とする。

- 2 理事長は、告発者（悪意の告発をした者を除く。）または告発の調査に協力した者が本法人の教職員である場合において、告発を行なったこと、または告発の調査に協力したことを理由に、当該教職員に対して解雇その他の不利益な取り扱い等をしてはならない。
- 3 学校長（本法人が設置する大学および附属学校の長をいう。）は、告発または告発の調査に協力した者が当該学校の学生または生徒（以下「学生」という。）である場合において、告発を行なったこと、または告発の調査に協力したことを理由に、当該学生に対して退学その他の不利益な取り扱い等をしてはならない。
- 4 本法人の教職員は、告発者または告発の調査に協力した者に対して、告発を行なったこと、または告発の調査に協力したことを理由として、不利益な取り扱い等をしてはならない。

（被告発者の保護）

第24条 前条の規定は、被告発者が、告発を受けたことのみを理由として不利益な取り扱い等を受けた場合に準用する。

- 2 最高管理責任者は、告発を受けたことのみを理由として被告発者が行う研究活動の全部または一部を制限し、もしくは中止を命じてはならない。

（秘密情報）

第25条 この規程の事務に携わるすべての理事および教職員は、職務上知ることとなった当事者等に係る個人情報等、証言、提出文書および証拠物件ならびに調査委員会の議事録その他専ら調査委員会の内部における利用に供する目的で作成され外部の者に開示されることが予定されていない文書等（以下「秘密情報」という。）を外部に漏えいしてはならない。理事および教職員でなくなった後も同様とする。

- 2 統括管理責任者は、秘密情報の保護を徹底しなければならない。この規程に定める手続の全部が終了した後においても同様とする。
- 3 前2項の定めにかかわらず、最高管理責任者は、第42条ならびに第48条第3項の定めにより資金配分機関および関係省庁等に対する報告を行うとき、および第53条に定める手続により公表を行うときは、必要と認める限度において秘密情報を開示することができる。
- 4 統括管理責任者は、秘密情報が本法人の外部に漏えいした場合において、当事者等に係る個人情報等が含まれる場合は、学校法人立命館個人情報保護規程の定めるところにより、立命館大学個人情報学校管理責任者にその詳細を報告しなければならない。学校法人立命館個人情報統括管理責任者は、この規程に定める手続が進行中であっても、二次被害の防止、類似事案の発生防止等の観点から必要と認める限度において、漏えいに係る事実関係を公表することができる。この場合において、当事者等の個人情報等に該当する情報は、本人の同意がある場合を除き、公表しない。

（悪意にもとづく告発）

第26条 何人も、悪意にもとづく告発を行ってはならない。

（予備調査）

第27条 統括管理責任者は、告発窓口が受付けた告発の受理または不受理を判断するために、予備調査を行うことができる。

- 2 予備調査は、統括管理責任者の指示の下、告発窓口責任者および告発窓口責任者が指名する職員が行う。
- 3 統括管理責任者は、告発に関係する学部、研究科および機構ならびに教職員に対して、事実関係について照会し、必要な限度で保有する研究資料等の証拠物件の提出を求めることができる。
- 4 統括管理責任者は、告発された行為が行われた可能性、告発において示された科学的理由の論理性、告発内容の調査可能性、その他考察すべき事項を総合的に考量し、告発が不正行為に該当するおそれがあるか否かを判断する。

（告発の受理）

第28条 統括管理責任者は、告発が不正行為に該当するおそれがないと認めるとき、既にこの規程の手続により対応済みの不正行為であるとき、告発者と連絡がとれないことにより調査をすることができないと認められるとき、告発が科学的論理性を欠くとき、告発の内容が著しく不分明であるとき、その他告発を受理しないことについて正当な理由があるときを除き、告発を受理する。

- 2 前項に定める受理または受理しない決定は、告発窓口が当該告発を受けた日から 30 日以内に行う。ただ

し、正当な理由があるときは、統括管理責任者は、相当の期間、決定を延期することができる。

(受理等通知)

第29条 統括管理責任者は、告発者に対し、告発を受理したときはその旨を、受理しなかったときは理由を添えてその旨を書面により通知する。ただし、告発窓口の責任者または相談窓口の責任者を告発者とする告発、告発者が連絡先を明らかにしていない告発、告発者により取り下げられた告発および告発者が告発の取扱いに関する通知は不要である旨を表明している告発については、この限りでない。

2 統括管理責任者は、告発を受理したときは、被告発者に対し、この規程を添えて次の各号に掲げる事項を書面で通知する。

- (1) 被告発者を当事者とする告発を受理したこと
- (2) この規程にもとづき調査委員会を組織して調査を行うこと
- (3) 被告発者には調査に誠実に協力する義務があること
- (4) その他統括管理責任者が必要と認める事項

(取り下げられた告発の取扱い)

第30条 統括管理責任者が受理した告発の告発者による取下げは、この規程にもとづく手続の続行を妨げない。

(受理の報告)

第31条 統括管理責任者は、告発を受理したときは、速やかに次の各号に掲げる事項を最高管理責任者に報告する。

- (1) 告発者および被告発者の所属および氏名または名称
- (2) 告発の趣旨
- (3) 該当するおそれがある不正行為の種類
- (4) 不正行為に該当するおそれがあると認めた理由
- (5) 公的資金の使用の有無
- (6) その他統括管理責任者が必要と認める事項

(調査委員会の設置)

第32条 最高管理責任者は、告発を受理した旨の報告を受けたときは、報告を受けた日から起算して30日以内に調査委員会を設置する。

2 最高管理責任者は、調査対象が公的資金による研究活動であるときは、当該資金の資金配分機関および関係省庁等に、調査委員会を設置して調査を行う旨を報告する。

(調査委員会の構成)

第33条 調査委員会は、次の各号に掲げる委員により構成し、第1号に掲げる委員を委員長とする。

- (1) 統括管理責任者または副学長の中から最高管理責任者が指名する者
 - (2) 統括管理副責任者または研究部長の中から最高管理責任者が指名する者1名
 - (3) 調査の対象となる研究分野について専門的な知見を有する者 若干名
 - (4) 弁護士等、外部の法律専門職 若干名
 - (5) その他最高管理責任者が必要と認める者 若干名
- 2 調査委員会の委員のうち過半数は、本法人に所属していない者から任命しなければならない。
- 3 告発者または被告発者と直接の利害関係を有する者は、委員とすることができない。

(当事者の意見の聴取)

第34条 最高管理責任者は、調査委員会の委員の任命をしようとするときは、あらかじめ告発者および被告発者に対し、委員に任命しようとする者（以下「委員候補者」という。）の氏名および所属を通知して、告発者または被告発者のいずれかまたは双方と直接の利害関係を有する者でないか、通知後7日間以内の期限を付して意見を求めなければならない。

2 最高管理責任者は、告発者または被告発者のいずれかから直接の利害関係が有るとの意見が示された委員候補者について、直接の利害関係が有ると認めたときは、当該委員候補者を他の者に変更しなければならない。

3 最高管理責任者は、前2項の定めにより委員候補者を他の者に変更したときは、変更した候補者の氏名および所属を告発者および被告発者に通知する。この場合において、告発者および被告発者は変更した候補者について意見を述べることはできない。

(調査開始の通知)

第35条 調査委員長は、調査を開始するに際し、告発者および被告発者に対し、書面により次の事項を通知する。

- (1) 調査の対象となる研究課題、論文等の名称
- (2) 告発を受けた不正行為の種類
- (3) 予定する調査期間
- (4) 調査の手順および方法
- (5) 弁明の機会および不服申立てに関する事項
- (6) 調査協力義務に関する事項
- (7) 調査委員会を構成する各委員の所属および氏名
- (8) その他必要と認める事項

(調査期間)

第36条 調査期間（調査委員会の設置の日から第47条の規定により調査委員会が認定の決定をする日までの期間をいう。）は、150日以内とする。ただし、調査対象となる関係者の人数、研究資料等の証拠物件の総量その他の事情から150日以内に調査を完了することが困難と認められるときは、調査委員会の決定により相当な期間を定めることができる。調査の途上において期間内に完了することが困難なことが明らかになったときも同様とする。

(調査の実施)

第37条 調査委員会は、調査の実施の決定があった日から起算して30日以内に、調査を開始するものとする。

(調査事項)

第38条 調査委員会は、次の各号に掲げる事項について調査し、認定する。

- (1) 不正行為の有無
- (2) 不正行為の種類、内容および悪質性の程度
- (3) 不正行為に関与した者ならびに関与の程度および役割
- (4) 不正行為が認定された研究活動に係る論文等およびその著者ならびに著者が不正行為に関し果たした役割
- (5) その他委員会が調査することが必要と決定した事項

2 調査は、告発において指摘された当該研究活動（以下「調査対象研究活動」という。）に係る研究資料等の精査、関係者の事情聴取、再実験その他調査委員会が適当と認める方法で行う。

3 調査委員会は、被告発者に対し、再実験等の方法によって不正行為ではないことを立証するよう求めるときは、相当の期間を与えるとともに、再実験等の実施に必要な施設、設備の使用を保障しなければならない。被告発者から再実験等の実施の申出があり、これを認めたときも同様とする。

(関係する研究活動の調査)

第39条 調査委員会は、調査対象研究活動に係る研究資料等または論文等の成果物を使用している等、調査対象研究活動と相当の関係があると認められる被告発者または他者の研究活動があるときは、当該研究活動を調査対象研究活動に含めることができる。

(証拠物件の保全)

第40条 調査委員会は、調査対象研究活動に係る研究資料等および告発の趣旨と関係があると認められる文書等の証拠物件を第52条の規定により調査結果が確定するまでの期間、必要な限度で保全することができる。

2 証拠物件の所持人は、調査委員会が保全すると決定した証拠物件を調査委員会の指示に従い提出し、または手元において保管しなければならない。

3 証拠物件の所持人が本大学の教職員ではないときは、調査委員会は、当該所持人に対し、証拠物件の閲覧、謄写、借受その他調査に必要な措置を依頼し、証拠物件の保全を図らなければならない。

4 前3項に定める証拠物件の保全の措置は、第24条第2項に定める研究活動の制限または中止に該当しない。

(調査嘱託)

第41条 最高管理責任者は、調査委員会が本大学の所属ではない者について調査する必要があると認めたときは、その者の所属する機関に対し、その者について調査することを嘱託することができる。

(配分機関等に対する報告)

第42条 最高管理責任者は、調査対象研究活動が公的資金を受けたものである場合において、当該公的資金の

資金配分機関または関係省庁等から調査の途上において調査の状況について報告するよう求められたときは、その求めに応じなければならない。

(調査における研究または技術上の情報の保護)

第43条 調査委員会は、調査に当っては、調査対象研究活動における公表前のデータ、論文等の研究または技術上秘密とすべき情報が、調査委員会の外に漏えいすることのないよう十分な配慮をしなければならない。

(被告発者の立証責任)

第44条 調査において被告発者が不正行為に該当しないことを立証しようとするときは、自己の責任と費用をもって、調査対象研究活動が科学的に適正な方法で行われたこと、および当該研究分野の科学コミュニティ等において研究倫理上、適正妥当と認識されている手続をとって行われたこと、ならびに論文等も科学的に適正な方法および研究倫理上、適正妥当な手続をとり作成されたものであることを証明しなければならない。

2 前項において被告発者が再実験により立証することを申し出たときは、調査委員会は、第38条第3項に定める保障を与えなければならない。

3 調査委員会は、第1項において被告発者の責めに帰すべき事由により第4条第3項に定める保存義務期間に属する研究資料等の不存在、本来存在すべき基本的な要素が欠けていることにより、被告発者が不正行為に該当しない証拠を示すことができないときは、不正行為の該当を認定することができる。

(認定の方法)

第45条 調査委員会は、必要に応じて告発者から説明を受けるとともに、調査によって得られた物的、科学的証拠、証言、被告発者の自認等の証拠物件を総合的に判断して、第38条第1項の各号に掲げる事項について認定する。

2 調査委員会は、被告発者の自認を唯一の証拠として、不正行為の該当を認定することはできない。

(弁明の機会の付与)

第46条 調査委員会は、調査対象研究活動において不正行為の該当を認定しようとするときは、被告発者に対して書面または口頭による弁明の機会を与えなければならない。ただし、被告発者が弁明の機会を放棄する意思を表明したときは、この限りでない。

(認定の手続)

第47条 調査委員会は、弁明に理由がないと認めるときは、前条において認定しようとした事項を調査委員会の認定として決定し、弁明に理由があると認めたときは、理由があると認めた限度で認定しようとした事項を変更または取消し、調査委員会の認定として決定する。

2 調査委員会は、不正行為に該当しない旨の認定を決定する場合において、告発が悪意にもとづく告発であるとの事実が明らかになったときは、併せて、悪意の告発の認定について決定する。

3 調査委員会は、調査委員会の認定を決定しときは、ただちに最高管理責任者を名宛人とする調査報告書を作成し、最高管理責任者に報告しなければならない。

4 調査委員会が悪意の告発の認定を決定した場合における以後の手続きは、この規程の次条以下の規定を準用する。この場合において、「被告発者」を「悪意の告発者」と読み替える。

(調査報告書の送達)

第48条 最高管理責任者は、調査報告書の提出を受けたときは、すみやかにその写しを告発者、被告発者および被告発者以外の者で不正行為に関与したと認定された者に送達する。被告発者が本法人以外の機関に所属している場合において、最高管理責任者が必要と認めるときは、当該所属機関にも送達する。

2 前項において、告発者以外の者に対し、不正行為の該当または関与の認定を趣旨とする調査報告書の写しを送達するときは、最高管理責任者に対し不服申立てをすることができること、申立てを受付ける窓口および受付の期限を添えなければならない。

3 最高管理責任者は、調査対象研究活動が公的資金を受けたものであるときは、当該資金配分機関および関係省庁等を名宛人とする調査報告書を作成し、同報告書を送達する方法により調査結果を報告しなければならない。

(不服申立て)

第49条 不正行為の該当または関与を認定された者であって同認定に不服のある者は、調査報告書の送達を受けた日から14日以内に、最高管理責任者に対して不服申立てをすることができる。

2 不服申立ては、書面により理由および証拠物件を添えて行う。同一の理由にもとづいて複数の不服申立て

をすることはできない。

- 3 最高管理責任者は、不服申立てがあったときは、その旨を告発者に対して通知する。不服申立てに係る調査対象研究活動が公的資金によるものであるときは、当該資金配分機関および関係省庁等にもその旨を報告する。
- 4 不服申立ての審査は、最高管理責任者の諮問を受けて調査委員会が行う。調査委員会は、不服申立ての理由が、第38条第1項の各号に掲げる事項に対する同委員会の結論の変更を検討するに足りる合理的な根拠を示すものであると認めるときは、最高管理責任者に対し、不服申立てを受理すべき旨を、そうでないときは不服申立てを却下すべき旨を答申する。
- 5 最高管理責任者は、調査委員会から不服申立てを受理すべき旨の答申を受けたときは、不服を申し立てた者に対し、同申立てを受理する旨を、却下すべき旨の答申を受けたときは、理由を添えて不服申立てを却下する旨を書面により通知する。
- 6 不服申立ての却下に対し、不服を申し立てることはできない。

(再調査委員会)

第50条 最高管理責任者は、不服申立てを受理したときは、ただちに第31条から第34条の規定を準用し再調査委員会を設置する。

- 2 前項においては、第33条第1項第3号から第5号までの委員は、調査委員会の委員とは異なる者を任命しなければならない。

(再調査)

第51条 再調査の期間（再調査委員会が設置された日から再調査委員会が認定を決定する日までの期間）は、60日以内とする。

- 2 再調査の期間、実施、調査事項、認定、その他再調査に関する事項は、第36条から第45条までおよび第47条および第48条の規定を準用する。ただし、第48条第2項の規定は準用しない。

(調査結果の確定)

第52条 次の各号に掲げるいずれかに該当するときをもって、調査結果の確定とする。

- (1) 第49条第1項に定める不服申立てが行われなかったとき
- (2) 不服申立てを却下したとき
- (3) 最高管理責任者が再調査委員会の調査報告書を受理したとき

(公表)

第53条 最高管理責任者は、不正行為の該当を認定する調査結果が確定したときは、当該調査報告書の概要を本大学のホームページに掲出する方法により公表する。

- 2 公表事項は、次の各号に掲げる事項とし、掲出期間は30日間とする。

- (1) 不正行為を行ったと認定された者の所属および職名
- (2) 認定した不正行為の種類および概要
- (3) 本大学がとった措置
- (4) 調査委員会および再調査委員会を構成する委員の所属および氏名
- (5) 調査の手順および方法

- 3 最高管理責任者は、不正行為の該当を認定しない調査結果が確定した場合であっても、被告発者の名誉、信用その他法律上保護される利益に重大な損害が生じており、その損害を回復するために必要があると認めるときは、第1項の規定にかかわらず、前項各号に掲げる事項を公表することができる。この場合において「不正行為を行ったと認定された者」は「不正行為を行っていないと認定された者」に、「認定した不正行為」は「存在を否定した不正行為」とそれぞれ読み替える。

(経理業務の停止)

第54条 最高管理責任者は、調査対象研究活動の継続に伴う研究費の支出により、被告発者以外の者に生じる重大な損害を避けるため必要があると認めるときは、当該研究費の経理を分掌する事務責任者に対し、調査結果が確定するまでの期間、当該研究費の支出に係る経理業務の全部または一部を停止するよう命じることができる。

- 2 最高管理責任者は、調査対象研究活動が公的資金によるものである場合において、資金配分機関から研究費の支出停止を命じられたときは、当該研究費の経理を分掌する事務責任者に対し、支出にかかる経理業務

の停止を命じる。

- 3 最高管理責任者は、前2項の命令を発出するときは、その旨を当該研究費の受給者その他配分を受ける者に通知する。

(研究費の使用禁止等)

第55条 最高管理責任者は、調査対象研究活動において不正行為の該当または関与の認定が決定した者（論文等の研究成果物について重大な責任を負う者および研究費の使用について責任を負う者を含む。以下「被認定者」という。）が、本大学に現に所属する研究者であるときは、直ちに調査対象研究活動に伴う研究費の使用禁止を命令するとともに、当該研究費の経理業務を分掌する事務責任者に対し、経理業務の取り止めに命令する。

- 2 前項において被認定者が、本大学に所属する者ではないときは、同人に対し、本大学が調査対象研究活動に伴う研究費の経理業務を取り止めたことを通知する。

(論文等の取下げ等の勧告)

第56条 最高管理責任者は、被認定者に不正行為の該当または関与が認定された論文その他の研究活動上の成果物（以下「論文等」という。）があるときは、期限を付して当該論文等の取下げ、撤回、訂正その他の措置を勧告する。

- 2 最高管理責任者は、被認定者が、勧告した措置を履行しない旨の意思を表明したとき、または正当な理由なく期限を過ぎても勧告した措置を履行しないときは、その旨を公表する。公表の方法および公表する事項は、第53条1項および2項の規定を準用する。

(懲戒審査の求め)

第57条 最高管理責任者は、被認定者があるときは、理事長に対し、学校法人立命館役員懲戒規程にもとづく役員審査委員会または学校法人立命館教職員懲戒規程にもとづく教職員懲戒審査委員会の設置を学校法人立命館常任理事会に発議するよう求める。

- 2 最高管理責任者は、公的資金による研究活動における不正行為を事由として懲戒処分を受けた者がいるときは、当該公的資金の資金配分機関および関係省庁に対し、被処分者の所属、職位、氏名、処分の種類、処分の原因となる事実、処分の根拠となる規程の条項その他必要と認める事項を報告する。

(是正措置)

第58条 最高管理責任者は、不正行為の該当または関与の認定が確定したときは、その是正措置について立命館大学研究倫理委員会に諮問する。

- 2 最高管理責任者は、立命館大学研究倫理委員会から是正措置に関する答申を受けたときは、該当する学部、研究科および機構の長に対し、相当の期限を付して立命館大学研究倫理委員会から答申された是正措置の履行を求める。
- 3 前項において是正措置の履行を求められた学部、研究科および機構の長は、所定の期日までに是正措置を完了し、その結果を最高管理責任者に報告しなければならない。
- 4 最高管理責任者は、公的資金による研究活動における是正措置を完了したときは、その資金配分機関および関係省庁に対して、是正措置の内容を報告する。

(改廃)

第59条 この規程の改廃は、常任理事会が行う。

附 則

この規程は、2023年3月29日から施行する。

- 2 この規程の制定に伴い、立命館大学研究活動不正行為防止規程は廃止する。
- 3 前項にかかわらず、施行日以前に生じた事案については、立命館大学研究活動不正防止規程にもとづいて手続を進める。

附 則（2024年4月17日事務体制再編による部課名称変更に伴うss一部改正）

この規程は、2024年4月17日から施行し、2024年4月1日から適用する。

○立命館大学における研究資料等の保存および開示に関するガイドライン

2023年3月29日

(目的)

第1条 このガイドラインは、立命館大学研究倫理指針「2 研究者の責務および行動規範 (4) 資料・データ等の収集および管理」および立命館大学 研究活動に係る不正行為の防止および対応に関する規程 (以下「規程」という。) 第4条第3項にもとづき、本大学の研究者が本大学における研究活動に伴い作成または収集した研究資料等の保存期間及び管理方法等についての基準を定めるものである。

(適用範囲)

第2条 規程第4条第3項に規定する保存および開示の対象となる研究資料等は、次の各号のいずれかに該当する公表された研究の成果物 (以下「論文等」という。) の作成根拠となったものとする。

- (1) 学術雑誌に掲載された論文
- (2) 学位論文
- (3) 研究分野の慣行に応じて前2号に準じて取り扱うことが適当な学術上の成果物

(保存方法)

第3条 研究者は、論文等の作成根拠となった研究資料等で、論文等の信頼性を担保するためのものは、後日検証の必要が生じた際に利用が可能となるよう適正に保存するものとする。

(保存期間)

第4条 研究資料等のうち、文書、数値データ、画像等の保存期間は、当該論文等の発表後少なくとも10年間とする。

2 研究資料等のうち、実験試料、標本や装置等、「物」の保存期間は、当該論文等の発表後少なくとも5年間とする。

3 研究者が前2項に定められた保存期間を超えて保存することは妨げない。

4 第1項および第2項において、保存もしくは保管が本質的に困難なもの (例：不安定物質、実験自体で費消されてしまう試料) または保存に多大なコストがかかるものについては、合理的範囲において破棄することも可能とする。ただし、期間を経ずに破棄する場合には、研究者はその理由、破棄した日付および破棄方法を記録し、当該記録を保存期間内において保管する。

5 法令等により別途保存期間が規定されている場合には、当該法令等の定める期間に従う。

6 共同研究により得られた研究資料等または外部から研究資料等を受領する場合で、契約等に別途定めがあるときは、当該定めに従う。

(異動または退職時の取扱い)

第5条 研究資料等の保存は、それを生み出した研究者自身が主たる責任を負う。

2 研究室の主宰者である専任教員は、研究室の学生、大学院生、研究員等 (以下「学生等」という。) が卒業もしくは修了または転出した場合は、当該学生等が本大学における研究活動で作成または収集した研究資料等について、次の各号に掲げるいずれかの措置を講じる責任を負う。

(1) 研究資料等を第3条に規定する方法で保存する。

(2) 前号の措置を講じない場合は、研究資料等の所在を把握し、追跡可能としておく。

3 学部、研究科および機構の長は、所属する専任教員の転出や退職に際して、前項に準じた取扱いを行う。

(開示)

第6条 研究者は、立命館大学研究活動不正行為防止および不正行為対応規程にもとづく調査委員会等から研究資料等の開示を求められた場合は、開示に応じなければならない。

(改廃)

第7条 このガイドラインの改廃は、研究倫理委員会が行う。

○立命館大学における公的研究費の管理に関する規程

2015年3月25日
規程第1056号

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、文部科学省「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（以下「実施基準」という。）にもとづき、本大学における公的研究費の管理および監査に関する必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において「公的研究費」とは、次の各号の資金をいう。

- (1) 文部科学省または文部科学省が所管する独立行政法人から配分される公募型の研究資金
- (2) 文部科学省が実施基準に準じて取り扱うことと定める補助金
- (3) 文部科学省以外の省庁、文部科学省以外の省庁が所管する独立行政法人、地方公共団体または特殊法人から配分される公募型の研究資金もしくは文部科学省以外の省庁が実施基準に準じて取り扱うことと定める補助金

2 この規程において「研究者」とは、本大学において公的研究費に携わる教職員、学生および客員協力研究員をいう。

3 この規程において「配分機関」とは、公的研究費を配分する公的機関をいう。

4 この規程において「不正使用」とは、公的研究費の適正な運営および管理に関する関係法令および配分機関が定めるルールならびに本大学の諸規程に違反して、研究者が公的研究費を使用することをいう。

5 この規程において「不正使用に係る情報」とは、本大学の研究者または過去に本大学の研究者であった者に係る次の各号の情報をいう。

- (1) 学校法人立命館通報取扱規程にもとづき受理した通報のうち、公的研究費の不正使用に係る情報として、この規程にもとづく取扱いに移管された情報
- (2) 通報窓口を通さず、学内外から、公的研究費の不正使用に係る情報として、学校法人立命館（以下「本法人」という。）の役員または教職員（以下「教職員等」という。）に提供された情報
- (3) 報道、インターネット等により公にされた情報のうち、公的研究費の不正使用に係る情報として、事案の内容が明示され、かつ、不正とする合理的な理由が示された情報

6 この規程において「告発者」とは、本大学の研究者を当事者とする不正使用に係る情報を、告発する意思をもって教職員等に提供した者であって、自らの氏名および連絡先を連絡した者をいう。

7 この規程において「被告発者」とは、不正使用に係る情報において、当該不正使用を行った当事者として告発されている者をいう。

8 この規程において「悪意にもとづく告発」とは、不正使用の事実がないにもかかわらず、被告発者を陥れるまたは被告発者が行う研究を妨害するため、専ら被告発者または本大学に何らかの損害を与えることを目的とする告発をいう。

第2章 機関内の責任体制

(責任体制)

第3条 本大学の公的研究費の管理について、最終責任を負う最高管理責任者として、学長を充てる。

2 最高管理責任者を補佐し、本大学の公的研究費の管理を統括する責任と権限を有する統括管理責任者として、研究を担当する副学長のうち、学長が指名する者を充てる。

3 公的研究費に関する事務の責任と権限を有する事務管理責任者として、研究部事務部長または次長を充てる。ただし、研究部以外の部が管理する公的研究費の事務管理責任者については、当該部の事務部長または次長を充てる。

4 事務管理責任者は、事務管理責任者を補佐する事務管理副責任者を置くことができ、当該部の次長を充てる。

5 事務管理責任者の指揮のもと、この規程に定める事項にあたる事務局（以下「事務局」という。）として、

当該部の課を充てる。

6 所属の研究者に対して、公的研究費の適正執行の遵守を周知し、監督する責任と権限を有するコンプライアンス推進責任者として、所属組織の長を充てる。

7 コンプライアンス推進責任者は、補佐するコンプライアンス推進副責任者を置くことができる。

(最高管理責任者の責務)

第4条 最高管理責任者は、次の各号を行う。

- (1) 不正使用防止対策の基本方針の決定
- (2) 統括管理責任者、事務管理責任者およびコンプライアンス推進責任者が第5条から第7条に掲げる責務を果たすための適切な指導
- (3) 統括管理責任者、事務管理責任者およびコンプライアンス推進責任者が責任を持って研究費等の運営および管理を行うための適切な指導
- (4) 不正使用に係る情報を受けたときの対応方針の決定

(統括管理責任者の責務)

第5条 統括管理責任者は、次の各号を行う。

- (1) 不正使用防止対策の基本方針にもとづく不正使用防止計画の策定
- (2) コンプライアンス教育および啓発活動の計画の策定
- (3) 不正使用に係る情報を受けたときの対応の統括
- (4) 不正使用防止計画の実施状況の確認および改善策の策定ならびに最高管理責任者への報告

(事務管理責任者の責務)

第6条 事務管理責任者は、次の各号を行う。

- (1) 不正使用防止計画の実施および検証
- (2) 本大学全体にわたるコンプライアンス教育および啓発活動の実施
- (3) 研究費執行の手続を定めた研究費執行ガイドブックの作成および周知
- (4) 公的研究費を適正に執行するための執行体制の整備
- (5) 公的研究費の執行状況のモニタリングおよび改善
- (6) 必要がある場合、研究者に対する公的研究費執行の取扱いの指示
- (7) 不正使用に係る情報を受けたときの対応

2 前項にかかわらず、研究部以外の事務管理責任者は、管理を担当する公的研究費において、前項第1号および第5号から第7号を行う。

(コンプライアンス推進責任者の責務)

第7条 コンプライアンス推進責任者は、次の各号を行う。

- (1) 所管する所属組織の研究者に対するコンプライアンス教育の実施および受講状況の管理監督
- (2) 所管する所属組織の研究者に対する啓発活動の実施
- (3) 必要がある場合、所管する所属組織の研究者に対する公的研究費の適正執行の指導
- (4) 前3号に係る実施状況の統括管理責任者への報告

(コンプライアンス推進副責任者の責務)

第7条の2 コンプライアンス推進副責任者は、次の各号について、コンプライアンス推進責任者を補佐する。

- (1) 所属組織の研究者に対するコンプライアンス教育の実施および受講状況の管理監督
- (2) 所属組織の研究者に対する啓発活動の実施
- (3) 所属組織の研究者に対する公的研究費の適正執行の指導

(研究者の責務)

第8条 研究者は、立命館大学研究倫理指針にもとづき、関係法令、関係規程および当該公的研究費の執行基準を遵守し、公的研究費を適正に執行しなければならない。

- 2 研究者は、コンプライアンス推進責任者の指示に従い、コンプライアンス教育を受けなければならない。
- 3 公的研究費の執行に係る研究者は、公的研究費の適正な執行を約するため、誓約書を最高管理責任者に提出しなければならない。
- 4 研究者は、公的研究費の執行の取扱いに関して、事務管理責任者の指示に従わなければならない。
- 5 研究者は、関連する記録等の提出、関係者へのヒアリング等、この規程に定める調査に誠実に協力しな

ればならない。

第3章 適正な運営・管理の基盤となる環境

(職務権限)

第9条 公的研究費の執行および事務処理に関する職務権限は、本法人の規程の定めによる。

(相談窓口)

第10条 公的研究費に係る学内外からの相談に対応するため、相談窓口を置く。

2 相談窓口は、各キャンパスのリサーチオフィスとする。

(通報窓口)

第11条 公的研究費の不正使用に関する学内外からの通報の窓口は、学校法人立命館通報取扱規程で定める通報窓口とする。

(不正使用に係る情報の報告)

第12条 不正使用に係る情報を受けた教職員等は、事務管理責任者または事務管理副責任者に速やかに報告しなければならない。

2 前項の報告を受けた事務管理責任者または事務管理副責任者は、速やかに統括管理責任者および最高管理責任者に報告しなければならない。

(臨時の措置)

第13条 最高管理責任者は、前条第2項の報告を受け、必要があると認めたときは、被告発者等調査対象となっている者に対し、臨時の措置として公的研究費の一時または一部執行停止を命じる。

2 最高管理責任者は、前条第2項の報告を受け、必要があると認めたときは、臨時の措置として証拠となる資料を保全する措置を講じる。

3 前2項の場合、関係する研究者は、指示に従わなければならない。

(調査実施の決定)

第14条 最高管理責任者は、第12条第2項の報告を受けてから30日以内に、調査を行うか否かを決定する。

2 最高管理責任者は、前項の決定のために、必要に応じて予備調査を行うことができる。

3 第1項の決定において、告発した者が顕名によらない場合、不正使用の内容が明示されていない場合または不正使用とする合理的な根拠が示されていない場合は、調査を実施しない。ただし、最高管理責任者が、不正使用の可能性が高いと判断した場合には、この限りではない。

4 最高管理責任者は、調査を行うことを決定した場合、告発者に対し、調査を行う旨を通知する。調査を行わないことを決定した場合、告発者に対し、調査を行わない旨およびその理由を通知する。

(調査委員会)

第15条 最高管理責任者は、前条第1項により調査を行うことを決定した場合は、調査委員会を設置するとともに、決定した日から30日以内に調査委員会の委員を決定し、調査を開始する。

2 調査委員会は、次の各号の委員により構成し、統括管理責任者を委員長とする。

(1) 統括管理責任者

(2) 事務管理責任者

(3) 最高管理責任者が委嘱する外部有識者（弁護士、公認会計士等）

3 前項にかかわらず、最高管理責任者は、事案により委員を追加して委嘱することができる。

4 調査委員会の委員は、告発者または被告発者と直接の利害関係を有しない、および当該公的研究費の執行に直接携わらないと最高管理責任者が判断する者とする。

5 第2項第3号の委員は、前項に加え、本大学と直接の利害関係を有しないと最高管理責任者が判断する者とする。

6 第2項第1号および第2号の委員が直接の利害関係を有する者または当該公的研究費の執行に直接携わる者であると最高管理責任者が判断した場合、最高管理責任者は、第2項の委員に替えて、次の各号の者に委員を委嘱する。

(1) 統括管理責任者の場合 他の副学長から1名

(2) 事務管理責任者の場合 他の事務部長または次長から1名

(調査内容等)

第16条 調査委員会は、次の各号に定める事項を調査する。

- (1) 不正使用の有無
- (2) 不正使用の内容
- (3) 関与した者および関与の程度
- (4) 不正使用の相当額
- (5) その他必要と認めた事項

2 調査委員会は、次の各号の方法により調査を行う。

- (1) 当該研究活動および公的研究費執行に関する各種資料の精査
- (2) 関係者のヒアリング
- (3) その他必要と認めた方法
(他研究機関との合同調査)

第17条 最高管理責任者は、不正使用が他の研究機関に関係する場合、当該研究機関に必要な通知を行うとともに、必要に応じて当該研究機関と協力または合同調査を行うことができる。

2 他研究機関と合同で調査する場合または他研究機関の調査にかかり合理的な協力を求められた場合、本大学は誠実に調査または協力する。

3 最高管理責任者は、不正使用以外の不正行為との複合的な事案と認められる場合、必要に応じて学内の他の調査委員会と協力または合同調査を行うことができる。

(調査結果の認定)

第18条 調査委員会は、第16条第1項各号を認定するにあたり、客観的事実にもとづき、総合的に判断する。

2 被告発者の不正使用を認定する場合または告発者の悪意にもとづく告発を認定する場合、調査委員会は、弁明の機会を設けなければならない。

(調査結果の最高管理責任者への報告)

第19条 調査委員会は、調査の開始から150日以内に調査を完了し、認定した調査結果を最高管理責任者に報告する。ただし、調査が完了しない場合は、中間報告を行う。

(不服申立て)

第20条 最高管理責任者は、前条の調査結果を了承したときは、前条の調査結果を速やかに告発者および被告発者に通知する。

2 告発者または被告発者は、調査結果に不服があり、再調査を希望する場合、通知後14日以内に最高管理責任者に対し、不服申立てを行うことができる。

3 前項の不服申立てを行うときは、不服申立ての根拠を書面にして、申し立てなければならない。

(再調査)

第21条 前条第2項の不服申立てがあったとき、最高管理責任者は、不服申立てに対する再調査を行うか否かを決定する。ただし、不服申立ての根拠が、先の調査結果を覆すに足る合理的なものである場合に限り、再調査を行うものとする。

2 最高管理責任者は、再調査を行う場合はその旨を、告発者および被告発者に通知する。再調査を行わない場合はその旨およびその理由を、不服申立てを行った者に通知する。

3 再調査を行う場合、最高管理責任者は、調査委員会の委員とは別の者を委員とする再調査委員会を事案ごとに設置し、再調査を命じる。

4 再調査は、再調査の開始から50日以内に完了する。ただし、やむを得ない事情があるときは、この期間を延長することができる。

5 最高管理責任者は、再調査結果を速やかに告発者および被告発者に通知する。

6 再調査結果に対する不服申立ては受け付けない。

(調査結果の確定)

第22条 最高管理責任者は、前3条の手続を経て、調査結果を確定する。

(配分機関等への報告)

第23条 最高管理責任者は、告発の受付から30日以内に当該事案に係る配分機関、当該配分機関を所管する省庁および文部科学省（以下合わせて「配分機関等」という。）に調査の可否を報告する。

2 調査の実施に際し、最高管理責任者は、調査方針、調査対象、方法等について配分機関等に報告、協議する。

- 3 調査期間中に不正使用の事実が一部でも確認された場合、最高管理責任者は、配分機関等に報告を行う。
- 4 配分機関等から求められた場合、最高管理責任者は、配分機関等に進捗状況の報告および中間報告を行う。
- 5 配分機関等の求めがある場合、調査に支障がある等、正当な事由がある場合を除き、資料提出、閲覧、現地調査に応じるものとする。
- 6 最高管理責任者は、調査結果の認定、不服申立ておよび再調査結果について、配分機関等に報告する。
- 7 最高管理責任者は、調査結果の確定にもとづき、第12条第2項の報告を受けてから210日以内に、次の各号に定める事項を含む最終報告書を作成し、配分機関等に提出する。ただし、期限までに調査が完了しない場合は、中間報告を配分機関等に提出する。

- (1) 調査委員会の調査結果
- (2) 不正使用発生要因
- (3) 不正使用に関与した者が係る他の公的研究費における管理および監査体制の状況
- (4) 再発防止計画
- (5) その他最高管理責任者が必要と認めた事項

8 文部科学省または配分機関から公的研究費の返還命令またはその他の指導を受けたときは、最高管理責任者は、命令または指導にもとづき、必要な措置を講じなければならない。

(懲戒)

第24条 本法人は、公的研究費の不正使用または悪意にもとづく告発の調査結果が確定した者、当該教職員を監督する立場の者および当該公的研究費を管理する立場の者について、学校法人立命館教職員懲戒手続規程にもとづき、懲戒を行う場合の手続に付すものとする。

(法的措置)

第25条 本法人は、公的研究費の不正使用または悪意にもとづく告発により本法人に損害が生じたときは、損害を賠償させるものとする。

2 本法人は、公的研究費の不正使用または悪意にもとづく告発の調査結果が確定した者に対し、必要に応じて法的措置を講じるものとする。

(取引業者に対する措置)

第26条 本法人は、公的研究費の不正使用に関与した取引業者については、学校法人立命館契約事務取扱規程にもとづき、必要に応じて取引停止の措置を講じる。

(調査結果の公表)

第27条 公的研究費の不正使用の調査結果が確定した場合、最高管理責任者は次の各号に定める事項をホームページで公表する。

- (1) 不正使用に関与した者の氏名および所属
- (2) 不正使用の概要
- (3) 不正使用に対して、本大学が講じた措置の内容
- (4) 調査委員会委員の氏名および所属ならびに調査方法の概要
- (5) その他最高管理責任者が必要と認めた事項

2 前項にかかわらず、最高管理責任者が非公表とすることにつき合理的な理由があると認める場合は、一部の事項を非公表とすることができる。

3 悪意にもとづく告発の調査結果が確定した場合、最高管理責任者は、前2項に準じて公表することができる。

(保護)

第28条 本法人は、相談窓口への相談者、告発者または調査に協力する関係者に対し、単に相談、告発または調査協力したことを理由として、懲戒処分その他いかなる不利益な取扱いも行わない。ただし、悪意にもとづく告発であることが確定した場合は、この限りではない。

2 本法人は、被告発者に対し、単に告発されたことを理由として、この規程に定める調査に必要な命令を除き、懲戒処分その他いかなる不利益な取扱いも行わない。

3 教職員等は、前2項にもとづき、単に相談、告発もしくは調査協力したこと、または単に告発されたことを理由として、不利益な取扱いまたは嫌がらせをしてはならない。

第4章 不正使用防止計画

(不正使用防止計画の策定および公開)

第29条 統括管理責任者は、公的研究費の不正使用の発生する要因に対応する不正使用防止計画を年度ごとに策定し、公開する。

(不正使用防止計画の推進)

第30条 大学全体の不正使用防止計画を推進する不正使用防止計画推進部署として、研究部をもって充てる。

2 不正使用防止計画推進部署は、不正使用防止計画の具体的な対策を策定および実施する。

3 統括管理責任者は、不正使用防止計画の進捗管理に努め、年度ごとに実施状況を最高管理責任者に報告する。

第5章 公的研究費の適正な管理活動

(関係法令の遵守)

第31条 公的研究費に携わる職員は、関係法令および当該公的研究費の執行基準のほか、学内関係諸規程の定めにより公正かつ適正に取り扱わなければならない。

(適正な執行管理)

第32条 事務管理責任者は、定期的に予算執行状況を把握し、研究計画の遂行状況を確認し、必要な措置を講じなければならない。

2 研究者および事務局は、発注段階で支出財源の特定を行い、予算執行の状況を遅滞なく把握できるように努めなければならない。

(発注および納品検収)

第33条 発注および納品検収業務については、学校法人立命館契約事務取扱規程および学校法人立命館経理業務専決規程にもとづき、適正に執行する。

2 公的研究費の納品検収については、研究者による検品に加え、事務局の検収担当者が検収を行う。

3 検収担当者は、給付完了に関する通知書（以下「納品書等」という。）と現物を照合のうえ、納品書等に所定の検収印を押印しなければならない。

4 購入した物品のうち、学校法人立命館経理規程で定める基準にもとづき資産登録が不要な物品であっても、事務管理責任者が特に換金性の高い物品として指定する物品については、台帳で適切に管理する。

(取引業者からの誓約書の徴収)

第34条 事務管理責任者は、本大学の公的研究費不正使用防止に関する方針およびルールを周知するために、前年度取引のあった業者に対し、誓約書の提出を求める。ただし、事前に遵守事項を定めた契約書を締結する場合は、この限りではない。

(勤務状況の雇用管理の確認)

第35条 非常勤雇用者の勤務状況の雇用管理については、立命館大学非常勤研究職員就業規則など当該非常勤雇用者に適用される就業規則および雇用契約書にもとづき、事務局が確認する。

(出張計画の実行状況の確認)

第36条 当該出張計画に沿って実施される研究者および関係者の出張の実行状況の確認については、出張の事実がわかる資料にもとづき、事務局が確認する。

(公的研究費執行手続)

第37条 第32条から第36条までに定めのない公的研究費執行の手続については、関係法令、配分機関等が定める公的研究費の執行基準および学内関係諸規程にもとづき、事務管理責任者が研究費執行ガイドブックに定める。

第6章 不正使用への取組に関する機関方針の外部への公開

(外部への公開)

第38条 次の各号に定める事項は、ホームページで公開する。

- (1) 立命館大学研究倫理指針
- (2) この規程のほか、関連する規程
- (3) 最高管理責任者、統括管理責任者、事務管理責任者およびコンプライアンス推進責任者の職名
- (4) 相談窓口および通報窓口に関する事項
- (5) 不正使用防止計画および実施状況報告
- (6) その他最高管理責任者が必要と認めた内容

第7章 モニタリング体制

(内部監査)

第39条 業務監査室は、次の各号に定める内部監査を毎年度実施する。

(1) 不正使用防止計画推進部署の管理体制および活動状況の監査

(2) 重点的にサンプル抽出して行う監査

2 内部監査の結果は、内部監査規程にもとづき理事長に報告し、最高管理責任者に回付する。

(証憑点検)

第40条 不正使用防止計画推進部署は、公的研究費の執行状況について、不正使用発生の可能性が高い事項に基準を設けて、収支簿から一定数を抽出し、収支に関わる証憑を点検する。

(連携した監査)

第41条 業務監査室、監事および監査法人は、相互に連携し、監査の効果が発揮できるように努めなければならない。

第8章 守秘義務および雑則

(守秘義務)

第42条 相談窓口、調査または監査等に関する教職員等は、業務上知ることのできた秘密を他に漏らしてはならない。教職員等でなくなった後も同様とする。

(定めのない事項への対処)

第43条 この規程に定めのない事項は、実施基準、関連する文部科学省通達等に則り、適切に管理および監査を実施する。

(改廃)

第44条 この規程の改廃は、常任理事会が行う。

附 則

1 この規程は、2015年4月1日から施行する。

2 この規程の施行に伴い、立命館大学における公的研究費の管理・監査の実施基準（2007年10月17日例規第161号）は廃止する。

附 則（2018年3月9日 公的研究費の定義の変更等に伴う一部改正）

この規程は、2018年3月9日から施行する。

附 則（2018年9月5日 学校法人立命館通報処理規程の全部改正に伴う一部改正）

この規程は、2018年10月1日より施行する。

附 則（2021年3月31日 文部科学省「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」の改正、役職名、配分機関等への報告、公開事項等の変更に伴う一部改正）

この規程は、2021年4月1日から施行する。

附 則（2021年11月10日 責任体制および調査に係る手続の明確化等に伴う一部改正）

この規程は、2021年11月10日より施行する。

○立命館大学における人を対象とする研究倫理指針

2009年3月25日
規程第178号

(目的)

第1条 この指針は、立命館大学研究倫理指針に定める研究のうち、人を対象とする研究を遂行するうえで求められる研究者の行動および態度について、倫理的指針および研究計画の審査に関する事項を定める。

(研究の基本)

第2条 研究者が、人を対象とする研究を行う場合は、個人の生命、尊厳および基本的人権を重んじ、科学的かつ社会的に妥当な方法・手段で、その研究を遂行しなければならない。

2 研究者が、人を対象とする研究を行う場合は、安心かつ安全な方法で行い、研究対象者の身体的もしくは精神的負担または苦痛を最小限にするよう努めなければならない。

(定義)

第3条 この指針において、次の各号にかかげる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)「人を対象とする研究」とは、臨床・臨地人文社会科学の調査および実験をいい、個人または集団を対象に、その行動、心身もしくは環境等に関する情報を収集し、またはデータ等を採取する作業を含む。

(2)「個人の情報またはデータ等」とは、個人または集団の特性としての思想、心情、身体、行動および環境等に関する情報またはデータのことをいう。

(3)「研究者」とは、本学の教員のほか、本学で研究活動に従事する学部生、大学院生および研究員等を含む。

(4)「研究対象者」とは、研究のため個人の情報またはデータ等を提供し、研究対象となる者をいう。

(研究者の説明責任)

第4条 研究者が、個人の情報またはデータ等を収集または採取する場合は、研究者は、研究対象者に対して研究目的、研究計画および研究成果の発表方法等について研究対象者が理解できる言葉で説明しなければならない。

2 研究者は、個人の情報またはデータ等を収集または採取する場合、研究対象者に対し何らかの身体的もしくは精神的負担または苦痛を伴うことが予見されるとき、その予見される状況を研究対象者が理解できる言葉で説明しなければならない。

(インフォームド・コンセント)

第5条 研究者が、個人の情報またはデータ等を収集・採取するときは、予め研究対象者の同意を得ることを原則とする。

2 「研究対象者の同意」には、個人の情報またはデータ等の取扱いおよび発表の方法等に関わる事項を含むものとする。

3 研究者は、研究対象者が不利益を受けることなく研究実施期間においていつでも、同意を撤回し研究への協力を中止する権利および当該個人の情報またはデータ等の開示を求める権利を有することを研究対象者に周知しなければならない。

4 研究者は、研究対象者が同意する能力がないと判断される場合は、本人に代わる者から同意を得なければならない。

5 研究対象者からの同意は、原則として文書により行い、研究者は、その記録を作成の日から起算して最低5年間保管しなければならない。

6 研究者は、研究対象者が同意を撤回した場合は、当該個人の情報またはデータ等を廃棄しなければならない。

(第三者への委託)

第6条 研究者が第三者に委託し、個人の情報もしくはデータ等を収集または採取する場合は、この指針の趣旨に則った契約を交わして行なわなければならない。

(授業等における収集・採取)

第7条 研究者が、授業、演習、実技、実験および実習等の教育実施の過程において、研究のために受講生から個人の情報またはデータ等を収集または採取する場合は、事前に文書により受講生の同意を得なければならない。

らない。

(研究計画等の審査)

第8条 人を対象とする研究倫理審査委員会（以下「委員会」という。）は、研究者からの申請に基づき、研究計画等の審査を開始する。

2 委員会は、研究の実施計画および出版公表計画等（以下「研究計画等」という。）の審査を別に定める手続に従い行なう。

(改廃)

第9条 この指針の改廃は、立命館大学研究倫理委員会の議を経て、常任理事会において決定する。

附 則

この指針は、2009年4月1日から施行する。

附 則（2016年3月16日委員会の変更に伴う一部改正）

この指針は、2016年4月1日から施行する。

○立命館大学における人を対象とする研究倫理審査委員会規程

2009年10月28日
規程第820号

(設置)

第1条 研究倫理委員会の下に、人を対象とする研究倫理審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(委員会の任務)

第2条 委員会は、立命館大学における人を対象とする研究倫理指針（以下「指針」という。）第8条にもとづき、研究の実施計画および出版公表計画等（以下「研究計画等」という。）の実施の適否その他の事項について審査を行う。

第3条 削除

(委員会の構成)

第4条 委員会は、次の委員をもって構成する。

- (1) 研究を担当する副学長
 - (2) 研究機構長から若干名
 - (3) 研究部長のうち1名
 - (4) 研究部副部長のうち1名
 - (5) その他学内外の有識者から若干名
- 2 前項第2号および第5号に掲げる委員は、委員長が任命する。
- 3 委員の任期は原則として1年とする。ただし、再任を妨げない。

(委員長および副委員長)

第5条 委員会に委員長および副委員長をおく。委員長は研究を担当する副学長とし、副委員長は前条の委員から委員長が指名する。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となるとともに委員会を統括する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に支障があるときは、その職務を代行する。

(成立および議決要件)

第6条 委員会は、委員の過半数が出席することをもって成立し、審査の判定は出席委員の3分の2以上の合意をもって決する。

2 委員は、自らが研究代表者、共同研究者および研究協力者となる研究に係る審査に加わることができない。

3 委員会は、必要に応じて、委員以外の者から審査のための意見等を聴取することができる。

(審査の手続等)

第7条 研究計画等の審査を希望する研究者（以下「申請者」という。）は、所定の「研究倫理審査申請書」を事前に委員長に提出する。

2 委員会は、必要に応じて申請者に出席を求め、申請内容等の説明を聴取することができる。ただし、審査の議論に参加することはできない。

(審査の判定)

第8条 審査の判定は、次の各号のいずれかとする。

- (1) 承認
- (2) 条件付承認
- (3) 保留（継続審査）
- (4) 不承認
- (5) 非該当

(審査手続の省略)

第9条 委員長が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、迅速な審査を行うため審査手続を簡略化することができる。

- (1) 別表1に定める研究計画等の軽微な変更に係る審査
- (2) 承認されている研究計画を実施する中で、計画を遂行するために研究計画等の変更の必要性が生じた研究

計画のうち、別表1に該当しない軽微な変更に係る審査

(3) 既に委員会において承認されている研究計画等に準じた研究計画等に係る審査

(4) 研究対象者に対して最小限の危険（日常生活で被る身体的、心理的または社会的危害の可能性の限度を超えない危険であって、社会的に許容される種類のものをいう。）を超える危険を含まない研究計画等に係る審査

2 前項1号の審査は、事務局が申請書類を確認した後、第4条第2号から第5号までの委員のうち、委員長が指名した委員1名が、別表1に定めた基準に則り書面により行なう。前項第2号から第4号までの審査は、第4条第2号から第5号までの委員のうち、委員長が指名した委員2名が書面により行い、その判定は両名の合意により決する。

3 前項に規定する審査の結果は、当該審査を行った委員を除く全ての委員に報告する。

4 本条第2項に規定する審査の結果が、前条第1号に規定する「承認」以外の場合、前項の報告を受けた委員は、委員長に対し、理由を付した上で再審査を求めることができる。この場合において、委員長は速やかに委員会を開催し、当該事項について審査を行う。

(審査の結果)

第10条 委員長は、審査の結果を速やかに申請者に通知するとともに、立命館大学研究倫理委員会へ報告する。

2 委員長は、立命館大学研究倫理委員会の請求があった場合には倫理審査状況の報告を行わなければならない。

3 研究者および研究対象者等は、決定内容に疑義があるときは、委員会に説明を求めることができる。

(再審査)

第11条 審査の判定に異議のある申請者は、異議の根拠となる資料を添えて、委員会に再審査の申請をすることができる。

(研究遂行中の審査)

第12条 委員会が第8条第1号または第2号の判定を行った研究計画等について、申請者が変更をしようとする場合は、その変更について委員会の承認を得なければならない。

2 研究開始時に審査を経ていない研究等について、研究遂行中に研究者が希望する場合は、審査の申請を受け付ける。

3 第7条、第8条、第10条および前条の規定は、前2項の場合に準用する。

(実施状況の報告および実地調査)

第13条 委員会は、研究等について必要があると判断したときは、申請者に対し実施状況を報告させることができる。

2 委員会は、研究等が研究計画等に沿って適切に行われているかを随時実地調査することができる。

(研究等の変更または中止の勧告)

第14条 委員長は、研究遂行中に各委員会が研究計画等の変更または中止の意見を述べた場合にはその意見を踏まえ、研究等の変更または中止を勧告する。

(議事要旨等の公開)

第15条 委員会の議事要旨（研究課題名、申請者、研究期間および審査の結果等を含む）、委員会の構成ならびに委員の氏名および所属等は、公開する。ただし、研究対象者等の人権、研究の独創性、知的財産権の保護または競争上の地位の保全に支障が生じるおそれのある部分は、委員会の決定により非公開とすることができる。

(記録の保存)

第16条 委員会の審査に関する記録の保存期間は、法令上別段の定めがある場合を除き、5年間とする。

2 保存期間を経過した記録でさらに保存が必要と各委員会が認める記録は、5年以内の範囲で保存期間を延長することができる。

3 保存期間の起算日は、研究の終了または中止の日の翌日からとする。

4 記録、保存または廃棄の手続は学校法人立命館文書規程に準ずる。

(守秘義務)

第17条 委員は、申請書類などに表れた研究対象者に関する情報、広義の知的財産となる可能性のある方法など、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委員会の事務局)

第17条の2 委員会の事務局は研究部研究推進課に置く。

(雑則)

第18条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関して必要な事項は、委員長が別に定める。

(改廃)

第19条 この規程の改廃は、大学協議会が行う。

附 則

1 この規程は、2009年11月1日から施行する。

2 この規程の制定に伴い、「立命館大学衣笠キャンパスにおける人を対象とする研究倫理審査委員会規程」は廃止する。

附 則 (2015年9月16日委員会の構成および規程の改廃手続の変更等に伴う一部改正) この規程は、2015年9月16日から施行する。

附 則 (2016年3月25日審査の判定の種類および審査手続きの省略の方法の変更に伴う一部改正) この規程は、2016年4月1日から施行する。

附 則 (2023年3月24日審査手続の省略の対象および審査方法の変更ならびに事務局の明記に伴う一部改正) この規程は、2023年4月1日から施行する。

附 則 (2024年5月17日 組織改編による事務局の変更および改廃に係る上程機関の変更に伴う一部改正)

この規程は、2024年5月17日から施行し、2024年4月1日から適用する。

別表1 (第9条関係)

①右記に示す研究計画内容に直接的な影響を及ぼさないとみなされる変更	1) 研究者等の所属、職位の変更 2) 研究者等(研究責任者を除く)の追加もしくは削除または実施体制の変更 3) 研究実施場所の変更 4) 研究の資金源(学内資金または公的資金)の追加
②研究計画の実施期間を延長する場合で右記の条件を全て満たしている場合の変更	1) 変更申請の承認日から3年を超えない範囲での延長であること 2) 有害事象が発生しておらず、新たなリスクが発生しないこと

○立命館大学 人を対象とする生命科学・医学系研究倫理規程

2021年11月5日
規程第1206号

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」(令和3年文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第1号)(以下「人生命科学医学系指針」という。)にもとづき、本大学において実施される人を対象とする生命科学・医学系研究(以下「人生命科学医学系研究」という。)について、人間の尊厳および人権が守られ、研究が適正に実施されるために必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において用いる用語の定義は、人生命科学医学系指針に定めるほか、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 研究者等 本大学において、人生命科学医学系研究に携わる教職員、学生および客員協力研究員をいう。
- (2) 研究責任者 前号の研究者等であって、当該人生命科学医学系研究に係る業務を統括する者をいう。
- (3) 研究代表者 多機関共同研究を実施する場合に、複数の研究機関を代表する研究責任者をいう。
- (4) 委員会 人生命科学医学系指針にもとづき設置される倫理審査委員会のことをいう。

(適用範囲)

第3条 この規程は、人生命科学医学系指針の適用範囲に含まれる人生命科学医学系研究のほか、人を対象とする自然科学系の研究であって、人生命科学医学系指針の適用範囲に含まれない研究のうち、倫理審査を必要とするものを対象とする。

第2章 研究者等の責務等

(研究者等の責務等)

第4条 研究者等は、人生命科学医学系研究を実施するときは、人生命科学医学系指針を遵守し、当該研究の実施について委員会の審査および研究機関の長である学長の許可を受けた研究計画書に従って適正に実施しなければならない。

2 研究者等は研究の実施に先立ち、研究に関する倫理ならびに当該研究の実施に必要な知識および技術に関する教育および研修を受けなければならない。また研究期間中も適宜継続して、教育および研修を受けなければならない。

(研究機関の長の責務等)

第5条 学長は、研究機関の長として、人生命科学医学系指針にもとづき実施される研究について、次の各号に定める責務を負う。

- (1) 第8条にもとづき実施を許可した研究に対する総括的な監督
- (2) 研究の実施のための体制、規程等の整備

第3章 研究の適正な実施等

(研究計画書の作成または変更)

第6条 研究責任者は、研究を実施しようとするとき、および既に許可をうけた研究計画を変更するときは、あらかじめ研究計画書を作成または変更しなければならない。

2 多機関共同研究を実施する研究責任者は、当該多機関共同研究として実施する研究に係る業務を代表するため、当該研究責任者の中から、研究代表者を選任しなければならない。

3 研究代表者は、多機関共同研究を実施しようとする場合には、各共同研究機関の研究責任者の役割および責任を明確にした上で一の研究計画書を作成または変更しなければならない。

(委員会への付議)

第7条 研究責任者は、研究の実施の適否について委員会の意見を聴いたうえで、当該研究の実施について学長の許可を得なければならない。

2 研究責任者は、多機関共同研究に係る研究計画書について、人生命科学医学系指針にもとづく一の委員会による一括審査を求めなければならない。

- 3 前項の規定にかかわらず、研究責任者は個別の委員会に審査を求めることができる。この場合において、研究責任者は、共同研究機関における研究の実施の許可、他の委員会における審査結果、当該研究の進捗に関する状況等、審査に必要な情報についても当該委員会へ提供しなければならない。

(学長の実施許可)

第8条 学長は研究責任者から研究実施の許可を求められたときは、委員会による意見を尊重しつつ、研究の実施の許可または不許可その他研究に関し必要な措置を決定する。この場合において、学長は委員会が研究の実施について不適當である旨の意見を述べたときには、当該研究の実施を許可してはならない。

- 2 前条第2項にもとづく一括審査が他の委員会以外で実施された場合は、学長は前項の決定を行うにあたり、研究責任者に、本大学以外の機関から発行された委員会の審議過程および結果ならびに委員の出席状況がわかる書類ならびに本大学において実施する研究の内容が確認できる書類の提出を求める。
- 3 学長は、研究の実施にあたり、最長3年までの期間で実施を認める。
- 4 多機関共同研究において、研究代表者が委員会により承認を受けた研究計画書の研究期間が前項に定める期間を超える場合は、学長は3年を超えて実施を認めることができる。

(研究概要の登録)

第9条 研究責任者は、人生命科学医学系指針にもとづく介入を伴う研究を実施する場合、厚生労働省が整備するデータベース等の公開データベースに、当該研究の概要をその実施に先立って登録し、研究計画書の変更および研究の進捗に応じて更新しなければならない。

- 2 前項の登録において、研究対象者およびその関係者の人権または研究者等およびその関係者の権利利益の保護のため非公開とすることが必要な内容として、委員会の意見を受けて学長が許可したものについては、この限りでない。

(研究終了後の対応)

第10条 研究責任者は、研究を終了（中止の場合を含む。以下同じ。）したときは、その旨および研究結果の概要を書面または電磁的方法により遅滞なく委員会および学長に報告しなければならない。

- 2 研究責任者は、第8条にもとづき実施が許可された研究が終了したときは、遅滞なく、研究対象者等およびその関係者の人権または研究者等およびその関係者の権利利益の保護のために必要な措置を講じた上で、当該研究の結果を公表しなければならない。また、侵襲（軽微な侵襲を除く。）を伴う研究であって介入を行うものについて、結果の最終の公表を行ったときは、遅滞なく学長へ報告しなければならない。
- 3 研究責任者は、人生命科学医学系指針にもとづく介入を伴う研究について研究を終了したときは、前条第1項において当該研究の概要を登録した公開データベースに遅滞なく、当該研究の結果を登録しなければならない。

第4章 インフォームド・コンセント等

(インフォームド・コンセントを受ける手続等)

第11条 研究者等は、人生命科学医学系研究を実施するときは、人生命科学医学系指針に従い、インフォームド・コンセントを受ける手続等を行わなければならない。

第5章 研究により得られた結果等の取扱い

(研究により得られた結果等の説明に係る手続等)

第12条 研究責任者は、人生命科学医学系研究を実施するときは、人生命科学医学系指針に従い、当該研究により得られた結果等の研究対象者への説明方針を定め、研究計画書に記載しなければならない。

第6章 研究の信頼性確保

(研究に係る適切な対応と報告)

第13条 研究者等は、研究の倫理的妥当性または科学的合理性を損なうまたはそのおそれがある事実を知り、または情報を得た場合（次項に該当する場合は除く。）には、速やかに研究責任者に報告しなければならない。

- 2 研究者等は、研究の実施の適正性または研究結果の信頼を損なうまたはそのおそれがある事実を知り、または情報を得た場合には、速やかに研究責任者または学長に報告しなければならない。
- 3 研究者等は、研究に関連する情報の漏えい等、研究対象者等の人権を尊重する観点または研究の実施上の観点から重大な懸念が生じた場合には、速やかに学長および研究責任者に報告しなければならない。

(研究の進捗状況の管理および監督ならびに有害事象等の把握および報告)

第14条 研究責任者は、研究の実施に係る必要な情報を収集するなど、研究の適正な実施および研究結果の信頼性の確保に努めなければならない。

- 2 研究責任者は、前条第1項による報告を受けた場合であって、研究の継続に影響を与えられらるるものを得た場合（次項に該当する場合を除く。）には、遅滞なく、学長に報告し、必要に応じて、研究を停止し、もしくは中止し、または研究計画書を変更しなければならない。
- 3 研究責任者は、前条第2項または前条第3項による報告を受けた場合には、速やかに学長に報告し、必要に応じて、研究を停止し、もしくは中止し、または研究計画書を変更しなければならない。
- 4 研究責任者は、研究の実施において、当該研究により期待される利益より予測されるリスクが高いと判断される場合または当該研究により十分な成果が得られたもしくは十分な成果が得られないと判断される場合には、当該研究を中止しなければならない。
- 5 研究責任者は、研究計画書の定めるところにより、研究の進捗状況および研究の実施に伴う有害事象の発生状況を委員会および学長に報告しなければならない。
- 6 研究責任者は、多機関共同研究を実施する場合には、共同研究機関の研究責任者に対し、当該研究に関する必要な情報を共有しなければならない。
- 7 学長は前条第2項もしくは前条第3項または本条第2項もしくは本条第3項の規定による報告を受けた場合には、必要に応じて、委員会の意見を聴き、速やかに研究の中止、原因究明等の適切な対応を取らなければならない。この場合、委員会が意見を述べる前においては、必要に応じ、研究責任者に対し、研究の停止または暫定的な措置を講じるよう指示しなければならない。

（大臣への報告等）

第15条 学長は、本大学が実施しているまたは過去に実施した研究について、人生命科学医学系指針に適合していないことを知った場合には、速やかに委員会の意見を聴き、必要な対応を行うとともに、不適合の程度が重大であるときは、その対応の状況および結果を文部科学大臣および厚生労働大臣に報告し、公表しなければならない。

（利益相反の管理）

第16条 研究責任者は、研究に関与する研究者等の利益相反に関する状況について、研究計画書に記載し、インフォームド・コンセントを受ける手続において研究対象者に説明しなければならない。

（試料および情報等の保管）

第17条 学長は、人体から取得された試料および情報等の保管に関する手順書を作成し、当該手順書に従って、本大学が実施する研究に係る人体から取得された試料および情報等が適切に保管されるよう必要な監督を行わなければならない。

2 研究責任者は、前項に規定する情報等について、侵襲（軽微な侵襲を除く。）を伴う研究であって介入を行うものを実施する場合には、少なくとも、当該研究の終了について学長に報告した日から5年を経過した日または当該研究の結果の最終の公表について学長に報告した日から3年を経過した日のいずれか遅い日までの期間、適切に管理しなければならない。

3 研究責任者は、第1項の手順書および前項に従って、情報等を管理し、その管理状況を学長に報告しなければならない。

（モニタリングおよび監査）

第18条 研究責任者は、研究の信頼性の確保に努めなければならないが、侵襲（軽微な侵襲を除く。）を伴う研究であって介入を行うものを実施する場合には、当該研究の実施について学長の許可を受けた研究計画書の定めるところにより、モニタリングおよび必要に応じて監査を実施しなければならない。

2 研究責任者は、監査の対象となる研究の実施に携わる者およびモニタリングに従事する者に、監査を行わせてはならない。

3 モニタリングに従事する者は、当該モニタリングの結果を研究責任者に報告しなければならない。また、監査に従事する者は、当該監査の結果を研究責任者および学長に報告しなければならない。

4 モニタリングに従事する者および監査に従事する者は、その業務上知り得た情報を正当な理由なく漏らすてはならない。その業務に従事しなくなった後も同様とする。

第7章 重篤な有害事象への対応

（重篤な有害事象への対応）

第19条 学長、研究者等および研究責任者は、人生命科学医学系指針にもとづき、重篤な有害事象への対応を行わなければならない。

第8章 本大学における委員会

(委員会の設置)

第20条 人生命科学医学系研究の研究計画が人生命科学医学系指針に適合しているかを審査し、研究責任者に意見を述べるために、本大学に委員会を設置する。

2 委員会の名称は、立命館大学 人を対象とする医学系研究倫理審査委員会とする。

(委員会の役割)

第21条 委員会は、研究責任者または研究代表者から研究の実施の適否等について意見を求められたときは、人生命科学医学系指針にもとづき、倫理的観点および科学的観点から、当該研究に係る研究機関および研究者等の利益相反に関する情報も含めて中立的かつ公正に審査を行い、意見を述べなければならない。

2 委員会は、人を対象とする研究であって、人生命科学医学系指針の適用範囲に含まれないものについて、研究責任者の申請にもとづき、研究計画の審査を行う。

3 委員会は、前2項の規定により審査を行った研究について、倫理的観点および科学的観点から必要な調査を行い、研究責任者に対して、研究計画書の変更、研究の中止その他当該研究に関し必要な意見を述べる。

4 委員会は、審査の対象、内容等に応じて有識者に意見を求めることができる。

5 委員会は、特別な配慮を必要とする者を研究対象とする研究計画書の審査を行い、意見を述べる際は、必要に応じてこれらの者についての識見を有する者に意見を求めることができる。

6 委員会の委員、第4項に定める有識者、第5項に定める識見を有する者、その事務に従事する者等は、その業務上知り得た情報を正当な理由なく漏らしてはならない。その業務に従事しなくなった後も同様とする。

7 委員会の委員およびその事務に従事する者は、倫理的観点および科学的観点からの審査等に必要な知識を習得するための教育および研修を受けなければならない。

(委員会の構成)

第22条 委員会の構成は以下のとおりとする。

(1) 医学・医療の専門家等、自然科学の有識者 若干名

(2) 倫理学・法律学の専門家等、人文・社会科学の有識者 若干名

(3) 研究対象者の観点も含めて一般の立場から意見を述べることのできる者 若干名

2 委員会は、男女両性で構成し、かつ、学校法人立命館に所属しない者が複数含まれていなければならない。

3 委員の委嘱は、学長が行う。

4 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

5 委員に欠員が生じたときには、委員を補充する。この場合において、補充された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長および副委員長)

第23条 委員会に委員長および副委員長をおく。委員長は学長が指名し、副委員長は委員の中から委員長が指名する。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となるとともに委員会を統括する。

3 副委員長は、委員長を補佐する。

(成立および議決要件)

第24条 委員会は、次の各号に掲げる要件をすべて満たすときに成立する。

(1) 第22条第1項の各委員が、各1名以上出席すること

(2) 学校法人立命館に所属しない者が2名以上出席すること

(3) 男女各1名以上が出席すること

(4) 5名以上が出席すること

2 審査の対象となる研究の実施に携わる研究者等は、委員会の審議および意見の決定に同席してはならない。ただし、委員会の求めに応じて、当該案件を審査する委員会に出席し、研究に関する説明を行うことはできる。

3 委員会の意見は、出席委員の全会一致をもって決定するように努めなければならない。ただし、これによって困難な場合は、出席委員の4分の3以上の合意をもって決定する。

(迅速審査)

第25条 委員会は審査を行う研究が次の各号のいずれかに該当すると委員長が認める場合は、委員長が指名する委員2名による審査（以下「迅速審査」という。）によることができる。

- (1) 多機関共同研究であって、第7条第3項にもとづいて審査を行うもののうち、既に当該研究の全体について共同研究機関において他の委員会の審査を受け、その実施について適当である旨の意見を得ているものの審査
- (2) 研究計画書の軽微な変更に関する審査
- (3) 人生命科学医学系指針にもとづく研究であって、侵襲を伴わない研究であって介入を行わないものに関する審査
- (4) 人生命科学医学系指針にもとづく研究であって、軽微な侵襲を伴う研究であって介入を行わないものに関する審査
- (5) 第21条第2項に関する審査

2 委員会は前項第2号に該当する事項のうち、別表1に定めるものについては、報告事項として取扱うことができる。

(判定)

第26条 第21条第1項に係る審査の意見は、以下の各号のいずれかで研究責任者に述べられる。

- (1) 承認 研究計画の実施は適当と判断する場合
- (2) 条件付承認 修正を要する案件であり、修正された内容を委員会が確認したうえで、承認される場合
- (3) 保留（継続審査） その場で判断がつかず引き続き審査を行う場合
- (4) 不承認 研究計画の実施は不适当と判断する場合
- (5) 非該当 研究計画が委員会の審査対象とならない場合

(記録の保存)

第27条 委員会が審査を行った研究に関する審査資料および第8条第2項の定めに従い提出された資料は、当該研究の終了が報告された日から5年を経過した日までの期間、委員会の事務に従事する者が、書面または電磁的方法により適切に保管する。

(委員会の情報公開)

第28条 委員会の組織および運営に関する規程ならびに委員名簿は、委員会の事務に従事する者が、倫理審査委員会報告システムにおいて公表しなければならない。

2 委員会の開催状況および審査の概要については、委員会の事務に従事する者が、前項のシステムにおいて、年1回以上、公表しなければならない。ただし、審査の概要のうち、研究対象者等およびその関係者の人権または研究者等およびその関係者の権利利益の保護のため非公開とすることが必要な内容として、委員会が判断したものについては、この限りではない。

(審査に係る手数料)

第29条 委員会が研究計画書を審査する手数料は、別表2のとおり定める。

(委員会の事務局)

第30条 委員会の事務局は研究部研究推進課に置く。第9章 個人情報等および匿名加工情報

(個人情報等に係る基本的責務)

第31条 研究者等および学長は、人生命科学医学系研究を実施する場合は、個人情報および匿名加工情報の取扱いに関して、人生命科学医学系指針の規定のほか、個人情報保護法、条例等を遵守しなければならない。

2 前項に規定する個人情報等の安全管理については、学校法人立命館個人情報保護規程に加え、人生命科学医学系指針の規定に従う。

第10章 その他

(権限または事務の委任)

第32条 学長は、研究を担当する副学長に対して、次の各号に関する権限または事務を委任する。

- (1) 研究の適正な実施に必要な体制の整備
- (2) 研究計画の実施の許可ならびに変更および中止の決定
- (3) 人生命科学医学系指針への適合性に関する自己点検および評価の実施
- (4) 研究者等および委員会委員に対する教育および研修の実施

- (5) 重篤な有害事象に対する対応
 - (6) 保有する個人情報等および試料等の安全管理
- (雑則)

第33条 この規程および人生命科学医学系指針に定めるもののほか、人生命科学医学系研究に関して必要な事項は、委員会の意見を聴いた上で、学長が定める。

(改廃)

第34条 この規程の改廃は、大学協議会が行う。

附 則

- 1 この規程は、2021年11月5日から施行し、2021年6月30日から適用する。
- 2 この規程の施行に伴い、立命館大学 人を対象とする医学系研究倫理規程は廃止する。
- 3 前2項にかかわらず、2021年6月30日において現に立命館大学 人を対象とする医学系研究倫理規程により実施中の研究については、なお従前の例によることができる。

附 則 (2024年5月17日事務体制再編による部課名称変更に伴う一部改正) この規程は、2024年5月17日から施行し、2024年4月1日から適用する。

別表1 (第25条関係)

① 右記に示す研究計画内容に直接的な影響を及ぼさないとみなされる変更	1) 研究者等の所属、職位または資格の変更 2) 研究者等 (研究責任者を除く。) の追加もしくは削除または実施体制の変更 3) 研究実施場所の追加 4) 研究内容の変更を伴わない研究計画書の字句修正等の記載整備 5) 研究の資金源 (学内資金または公的資金) の追加
② 研究計画の実施期間を延長する場合で右記の条件を全て満たしている場合の変更	1) 承認日から3年を超えない範囲での延長であること 2) 有害事象が発生しておらず、新たなリスクが発生しないこと

別表2 (第29条関係)

区分	金額 (消費税込み)
学校法人立命館と雇用関係のある者または立命館大学の学生が研究責任者もしくは共同研究者に含まれる場合	0円
上記以外	660,000円

○立命館大学動物実験規程

2008年10月24日
規程第786号

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、「動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）」（以下「動物愛護管理法」という。）、「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準（平成18年環境省告示第88号）」（以下「飼養保管基準」という。）および「研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針（平成18年6月文部科学省告示第71号）」（以下「指針」という。）を踏まえ、日本学術会議が作成した「動物実験の適正な実施に向けたガイドライン（平成18年6月）」（以下「ガイドライン」という。）を参考に、本大学における動物実験等について、科学的合理性、動物愛護、周辺環境の保全および教職員・学生等の安全確保の観点から、適正に実施するため必要な事項を定める。

(基本原則)

第2条 動物実験等の実施に当たっては、動物愛護管理法および飼養保管基準に則し、動物実験等の3Rの原則（使用数の削減Reduction、代替法の利用Replacementおよび苦痛の軽減Refinement）にもとづき、適正に実施する。

2 実験動物の飼養および保管に当たっては、科学上の利用の目的を達することができる範囲において、動物福祉の基本理念である5つの自由（飢えおよび渇きからの解放、肉体的不快感および苦痛からの解放、傷害および疾病からの解放ならびに恐怖および精神的苦痛からの解放、本来の行動様式に従う自由）を実践するよう努める。

(定義)

第3条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1)「動物実験等」とは、第5号に規定する実験動物を教育、試験研究または生物学的製剤の製造の用その他科学上の利用に供することをいう。
- (2)「飼養保管施設」とは、実験動物を恒常的に飼養、保管等を行う施設および設備をいう。
- (3)「動物実験室」とは、実験動物に実験操作（原則48時間以内の一時的保管を含む。）を行う実験室、実習室等をいう。
- (4)「施設等」とは、飼養保管施設および動物実験室をいう。
- (5)「実験動物」とは、動物実験等の利用に供するため、施設等で飼養または保管している哺乳類、鳥類または爬虫類に属する動物（施設等に導入するために輸送中のものを含む。）をいう。
- (6)「動物実験計画」とは、動物実験等の実施に関する計画をいう。
- (7)「動物実験実施者」とは、動物実験等を実施する者をいう。
- (8)「動物実験責任者」とは、動物実験実施者のうち、動物実験等の実施に関する業務を統括し、動物実験計画書に記載された動物実験に関する責任を負う者をいう。
- (9)「飼養者」とは、動物実験責任者または動物実験実施者の下で実験動物の飼養または保管に従事する者をいう。
- (10)「飼養保管施設管理者」とは、学長の命を受け、実験動物および飼養保管施設を管理する者をいい、研究部長をもって充てる。
- (11)「実験動物管理者」とは、飼養保管施設管理者を補佐し、実験動物に関する知識と経験を有する実験動物の管理を担当する者をいう。
- (12)「動物実験室管理者」とは、学長の承認を受けた動物実験室を管理する者をいう。
- (13)「管理者等」とは、飼養保管施設管理者および実験動物管理者をいう。

(適用範囲)

第4条 この規程は本大学において行われる哺乳類、鳥類および爬虫類の生体を用いる全ての実験に適用する。

2 上記以外の動物を実験に用いる場合においても、この規程の趣旨に沿って行う。

第2章 動物実験委員会

(学長の責務)

第4条の2 学長は、本大学における適正な動物実験の実施、実験動物の飼養および保管に関する最終的な責任を有し、次の各号に掲げる責務を負う。

- (1) 施設等の整備
- (2) 動物実験計画の承認、実施状況および結果の把握
- (3) 前号の結果にもとづく改善措置
- (4) 施設等の設置および廃止の承認
- (5) 動物実験等に係る安全管理
- (6) 教育訓練の実施
- (7) 自己点検・評価および情報公開等の実施
- (8) 外部の機関等による検証の実施
- (9) その他、動物実験等の適正な実施のために必要な措置

(動物実験委員会の設置)

第5条 学長は、前条の適正な実施に関して調査、報告または助言を行う組織として、立命館大学研究倫理委員会（以下「研究倫理委員会」という。）のもとに、立命館大学動物実験委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 管理者等、動物実験責任者、動物実験実施者および飼養者は、学長および委員会の指示および指導にもとづき、速やかに適切な対応をとらなければならない。

(拡大委員会)

第5条の2 委員会は、飼養保管施設および動物実験室の運用および安全上の課題を審議することを目的として、拡大委員会を開催することができる。

(委員会の役割)

第6条 委員会は、次の事項を審議または調査し、学長に報告または助言する。

- (1) 動物実験計画が動物愛護管理法、飼養保管基準、指針、ガイドライン、環境省告示の「動物の殺処分方法に関する指針（平成7年総理府告示第40号）」（以下「殺処分指針」という。）およびこの規程に適合していることの審議
- (2) 動物実験計画の実施状況および結果に関する事
- (3) 施設等の設置および廃止に関する事
- (4) 動物実験および実験動物の適正な取扱いならびに動物愛護管理法等、教育訓練の内容または体制に関する事
- (5) 自己点検・評価および外部の機関等による検証の実施に関する事
- (6) その他、施設等における飼養保管および動物実験等の適正な実施のための必要事項に関する事

(委員会の構成)

第7条 委員会は次の各号に定める委員によって構成する。

- (1) 副学長（研究担当）
- (2) 研究部長
- (3) 動物実験等に関して優れた見識を有する者 若干名
- (4) 実験動物に関して優れた見識を有する者 若干名
- (5) 実験動物管理者
- (6) その他学識経験を有する者 若干名

2 前項第3号から第6号までの委員は、学長が委嘱する。

3 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

4 第5条の2に定める拡大委員会は、第1項に定める委員のほか、動物実験を行う研究者が所属する学部の副学部長または研究機構の副機構長を加え、構成する。

(委員長等)

第8条 前条第1項第1号の者を委員長とする。

2 委員長の指名により、委員会に副委員長をおく。

3 委員長は、委員会を主宰する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故ある時は、その職務を代行する。

(委員会の運営)

第9条 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立し、出席委員の過半数によって議決する。可否同数のときは委員長の決定に従う。

2 委員長は、必要に応じて委員以外の者に委員会への出席を求め、説明または意見を聴取することができる。

3 委員長の判断により、緊急の場合は持回りでの審査を行うことができる。

4 委員は自らが動物実験責任者となる動物実験計画の審査に加わることができない。

5 委員会に関する事務は研究部が担い、議事録等の作成、保存等を行う。

(守秘義務)

第10条 委員および事務局は、動物実験計画について知り得た情報を、法令または裁判所の命令にもとづく場合などの正当な理由なしに第三者へ開示または漏洩してはならない。

第3章 利用者会議

(利用者会議)

第11条 飼養保管施設管理者は、施設の管理運営上必要な事項を定め、施設およびこの規程の円滑で適正な運用を図るため、飼養保管施設管理者、実験動物管理者、動物実験責任者および動物実験実施者による利用者会議を設置することができる。

2 利用者会議は、委員会の指示または助言にもとづき、施設の管理運用上必要な事項を定める。

第4章 動物実験等の実施

(動物実験計画の立案、審査、手続)

第12条 動物実験責任者は、動物実験を適正に実施する観点から、次に掲げる事項を踏まえて動物実験計画を立案し、所定の書式による動物実験計画書を学長に提出しなければならない。

(1) 研究の目的、意義および必要性

(2) できる限り実験動物を供する方法に代わり得るものを利用することなどにより、実験動物を適切に利用すること

(3) 動物実験等の目的に適した実験動物種の選定、動物実験成績の精度および再現性を左右する実験動物の数、遺伝学および微生物学的品質ならびに飼養条件等を考慮し、動物実験等に供される実験動物の数をできる限り少なくすること

(4) 科学上の利用に必要な限度において、できる限りその実験動物に苦痛を与えない方法によってすること

(5) 苦痛度の高い動物実験等（致死的な毒性試験、感染実験、放射線照射実験等）を行う場合は、動物実験等を計画する段階で人道的エンドポイント（実験動物を激しい苦痛から開放するための実験を打ち切るタイミング）の設定を検討すること

2 学長は、動物実験責任者から動物実験計画書の提出を受けたときは、委員会に審査を付議し、結果を当該動物実験責任者に通知しなければならない。

3 前項に定める動物実験計画の承認期限は、3年以内とする。

4 動物実験責任者は、第2項の通知後に計画内容の変更を希望する場合、変更理由を記載した動物実験変更・追加承認申請書を学長に提出しなければならない。なお、委員長が軽微な変更と判断した場合には、その内容を審査結果として学長へ報告できる。

5 動物実験責任者は、学長の承認を受けた後でなければ、動物実験を行うことができない。

(実験操作)

第13条 動物実験実施者は、動物実験等の実施に当たって、動物愛護管理法、飼養保管基準、指針、殺処分指針およびガイドラインに則するとともに、次の各号に掲げる事項を遵守し、できる限り実験動物に苦痛を与えないようにしなければならない。

(1) 実験等の目的の達成に必要な範囲で実験動物を適切に利用すること

(2) 適切に維持管理された施設等において動物実験等を行うこと

(3) 動物実験計画書に記載された事項および次に掲げる事項を遵守すること

ア 適切な麻酔薬、鎮痛薬等を利用すること

イ 実験の中断または終了の基準（人道的エンドポイントを含む。）に従い、安楽死処置等の適切な処置を講じること

- ウ 実験に供する期間をできるだけ短くする等、実験の終了時期に配慮すること
 - エ 保温等適切な処置を採るとともに、適切に術後管理を行うこと
 - オ 安楽死措置は殺処分指針にもとづくとともに、国際的なガイドライン等に十分に配慮し、適切に行うこと
 - (4) 安全管理に注意を払うべき実験（物理的または化学的に危険な材料、病原体、遺伝子組換え動物等を用いる実験）については、関係法令、本大学の定める規程等に従うこと
 - (5) 物理的または化学的に危険な材料、病原体等を扱う動物実験について、安全のための適切な施設や設備を確保すること
 - (6) 麻薬等、規制対象となる薬物の使用、保管等については当該法令等にもとづき適切に行うこと
 - (7) 遺伝子組換え動物を用いる動物実験等、生態系に影響をおよぼす可能性のある動物実験等を実施する際には、施設および設備の状況を踏まえつつ、遺伝子組換え動物の逸走防止等に関して特に注意を払うこと
 - (8) 実験実施に先立ち必要な実験手技等の習得に努めること
 - (9) 侵襲性の高い大規模な存命手術に当たっては、経験等を有する者の指導の下で行うこと
- (実施結果の報告)

第13条の2 動物実験責任者は、動物実験計画書にもとづき、動物実験等を実施し、終了または中止した後、所定の書式により、実際に使用した動物数、動物実験計画変更の有無、成果等の実施の結果について学長に報告しなければならない。

- 2 動物実験責任者は、毎年度の初めに前年度の「動物実験の自己点検票」および「動物実験の経過報告（実際に使用した動物数・動物実験計画の変更の有無等）」を所定の様式により、提出しなければならない。
- 3 学長は、動物実験計画の実施の結果について、委員会に報告する。
- 4 学長は、動物実験計画の実施の結果について、必要に応じ委員会の助言を受け、適正な動物実験等の実施のための改善措置を講じる。

第5章 施設等

(飼養保管施設の設置)

第14条 飼養保管施設管理者は、飼養保管施設を新たに設置または変更する場合には、所定の書式による飼養保管施設設置承認申請書を学長に提出し、承認を得なければならない。

- 2 学長の承認を得た飼養保管施設でなければ、48時間以上の実験動物の飼養および保管を行うことができない。
- 3 学長は、申請された飼養保管施設を委員会に調査させ、その助言により承認または非承認を決定し、当該飼養保管施設管理者に通知する。

(飼養保管施設の要件)

第15条 飼養保管施設は、次に掲げる要件を満たさなければならない。

- (1) 実験動物の生理、生態、習性等に応じ適切な温度、湿度、換気、明るさ等を保つことができる構造等とすること
- (2) 動物種や飼養保管数に応じた飼養設備、飼養能力等を有すること
- (3) 実験等の目的の達成に支障を及ぼさない範囲で、個々の実験動物が日常的な動作を容易に行うための広さおよび空間を備えること
- (4) 床、内壁等が清掃、衛生状態の維持等が容易な構造で、器材の洗浄、消毒等を行う衛生設備を有すること
- (5) 実験動物が逸走しない構造および強度を有するとともに、逸走時の対応を定めていること
- (6) 動物の飼養に直接関係しない者の立ち入りを制限するため、施設設備が設置されており、入退の記録がとれること
- (7) 臭気、騒音、廃棄物等による周辺環境への悪影響を防止する措置が採られていること
- (8) 飼養保管施設管理者が設置されていること

(動物実験室の設置)

第16条 動物実験室管理者は、動物実験室を新たに設置または変更する場合には、所定の書式による動物実験室設置承認申請書を学長に提出し、承認を得なければならない。

- 2 学長は、申請された動物実験室を委員会に調査させ、その助言により承認または非承認を決定し、当該動物実験室管理者に通知する。

(動物実験室の要件)

第17条 動物実験室は、次に掲げる要件を満たさなければならない。

- (1) 適切な温度、湿度、換気、明るさ等を保つことができる構造等とすること
 - (2) 衛生的な取扱いを行うことができる設備を有すること
 - (3) 実験動物が逸走しない構造および強度を有すること
 - (4) 臭気、騒音、廃棄物等による周辺環境への悪影響を防止する措置が採られていること
 - (5) 当該実験室の利用者に、動物実験に関する基本的な遵守事項を周知していること
- (施設等の維持管理および改善)

第18条 飼養保管施設管理者、実験動物管理者および動物実験室管理者は、実験動物の適正な管理および動物実験等の遂行に必要な施設等の維持管理および改善に努めなければならない。

- 2 飼養保管施設管理者、実験動物管理者および動物実験室管理者は、その管理する施設等について、飼養または保管する実験動物の生理、生態、習性等に応じて適切に整備を行わなければならない。
- 3 飼養保管施設管理者および実験動物管理者は、動物実験室管理者、実験実施者および飼養者が危険を伴うことなく作業ができる施設等の構造および飼養または保管の方法を確保しなければならない。

(施設等の廃止)

第19条 飼養保管施設管理者および動物実験室管理者は、施設等を廃止する場合は、所定の施設等廃止承認申請書を学長に提出しなければならない。

- 2 飼養保管施設管理者および動物実験室管理者は、学長の承認を受けた後でなければ、施設等を廃止することができない。
- 3 学長は、申請された施設等を委員会に調査させ、その助言により承認または非承認を決定し、飼養保管施設管理者および動物実験室管理者に通知しなければならない。

第6章 実験動物の飼養および保管

(実験動物の飼養および保管等)

第20条 飼養保管施設管理者、実験動物管理者、動物実験実施者および飼養者は、動物愛護管理法、飼養保管基準、指針、ガイドライン、この規程および管理者等の定める施設の管理運用上必要な事項にもとづき、適正な飼養管理を行わなければならない。

- 2 動物実験責任者、動物実験実施者および飼養者は、学長、委員会および管理者等の助言または指導に従わなければならない。
- 3 実験動物管理者は、実験動物の導入に当たり、必要に応じて適切な検疫（書面検疫を含む）、隔離飼育等を行わなければならない。
- 4 動物実験責任者は、実験動物の飼養環境への順化および順応を図るための措置を講じなければならない。
- 5 実験動物管理者および動物実験実施者は、実験動物が実験等の目的に係る以外の傷害を負う、または実験等の目的に係る疾病以外の疾病にかかることを予防する等必要な健康管理を行わなければならない。
- 6 実験動物管理者および動物実験実施者は、実験動物が実験等の目的に係る以外の傷害を負う、または実験等の目的に係る疾病以外の疾病にかかった場合にあっては、実験等の目的の達成に支障を及ぼさない範囲で、適切な治療等を行わなければならない。
- 7 実験動物管理者、動物実験実施者および飼養者は、異種または複数の実験動物を同一施設内で飼養および保管する場合には、実験等の目的の達成に支障を及ぼさない範囲で、その組合せを考慮した収容を行わなければならない。
- 8 動物実験責任者は、実験動物の飼養および保管の適正化を図るため、実験動物の入手先、飼育履歴、病歴等に関する記録台帳を整備する等、実験動物の記録管理を適正に行わなければならない。

(記録の保管および報告)

第21条 動物実験責任者は、実験動物に関する基本的な情報（種類等、数、入手先、搬入・搬出日、飼養履歴・病歴等）に関する記録を一定期間保管しなければならない。

- 2 動物実験責任者は、前項の記録を動物実験委員会の求めに応じて報告しなければならない。

第7章 安全管理

(危害防止および緊急時対応)

第22条 管理者等は、逸走した実験動物の捕獲の方法等をあらかじめ定めなければならない。

- 2 管理者等は、実験動物が施設等外へ逸走した場合には、速やかに関係機関へ連絡しなければならない。

- 3 管理者等は、動物実験責任者、動物実験実施者および飼養者に、人獣共通感染症やその他危害防止に係る教育を行い、適切な措置を講じなければならない。
- 4 管理者等は、地震、火災等の緊急時にとるべき措置の計画をあらかじめ作成し、関係者に対して周知を図らなければならない。
- 5 管理者等は、事故、感染症の発生、その他緊急事態発生時にとるべき措置の計画をあらかじめ作成し、関係者に対し周知を図らなければならない。
- 6 管理者等は、上記緊急時に際し、計画にもとづき、人的被害の拡大、周辺環境の保護ならびに動物愛護の観点から適切な措置を講じなければならない。

(教育訓練)

第23条 動物実験責任者、動物実験実施者および飼養者は、次の各号に掲げる事項に関し、教育訓練を受けなければならない。

- (1) 関連法令、指針等および本学の定める規程、指針等
- (2) 動物実験等の方法に関する基本的事項
- (3) 実験動物の飼養保管に関する基本的事項
- (4) 安全確保、安全管理、人獣共通感染症等に関する事項
- (5) その他適切な動物実験等の実施に関する事項

2 管理者等は、教育訓練の実施日、教育内容、講師および受講者名の記録を保存しなければならない。

第8章 自己点検、情報公開

(自己点検・評価および検証)

第24条 学長は、委員会に、指針への適合性に関し、自己点検・評価を行わせなければならない。

- 2 委員会は、動物実験等の実施状況等に関する自己点検・評価を行い、その結果を学長に報告しなければならない。
- 3 委員会は、管理者等、動物実験責任者、動物実験実施者および飼養者等に、自己点検・評価のための資料を提出させることができる。
- 4 学長は、自己点検・評価の結果について、学外の者による検証を受けるよう努めなければならない。

(情報公開)

第25条 委員会は、びわこ・くさつキャンパスおよび大阪いばらきキャンパスにおける動物実験等に関する情報(動物実験等に関する規程、実験動物の飼養保管状況、自己点検・評価、検証の結果等の公開方法等)を毎年1回程度公表しなければならない。

第9章 その他

(規程の改廃)

第26条 この規程の改廃は大学協議会が行う。

(雑則)

第27条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、2008年10月24日から施行する。
- 2 この規程の制定に伴い、「立命館大学文学部動物実験委員会規程」、「立命館大学文学部動物実験指針」、「立命館大学びわこ・くさつキャンパス動物実験委員会規程」および「立命館大学びわこ・くさつキャンパス動物実験指針」は廃止する。

附 則 (2019年3月29日委員会の設置に伴う一部改正)

この規程は、2019年4月1日から施行する。

附 則 (2025年3月14日学長の責務の明記、拡大委員会の設置、委員会の構成の変更等に伴う一部改正)

この規程は、2025年4月1日から施行する。

○立命館大学遺伝子組換え実験安全管理規程

1994年4月1日
規程第617号

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（以下「カルタヘナ法」という。）、遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律施行規則（以下「カルタヘナ法施行規則」という。）、研究開発等に係る遺伝子組換え生物等の第二種使用等に当たって執るべき拡散防止措置等を定める省令（以下「二種省令」という。「カルタヘナ法」、「カルタヘナ法施行規則」、「二種省令」、その他の関連する法令、省令、告示全体を「関係法令」という。）にもとづき、本大学において、遺伝子組換え実験および遺伝子組換え実験に準ずる実験（以下「実験」という。）を計画し、実施する際に遵守すべき安全確保に関する基準を示し、もって実験の安全かつ適切な実施を図ることを目的とする。

2 本大学で行う実験は、関係法令で区別されるP2レベルまでの範囲の実験とする。

(定義)

第2条 この規程において使用する用語の定義は、関係法令において定めるところによる。

第2章 組織および職務

(学長の職務)

第3条 学長は、本大学における実験の安全確保に関する業務を統括する。

(副学長の職務)

第4条 研究を担当する副学長（以下「副学長」という。）は、学長の命を受け、本大学における実験の安全確保を図らなければならない。

(遺伝子組換え委員会)

第5条 第1条の目的を達成するために、遺伝子組換え実験安全委員会（以下「遺伝子組換え委員会」という。）をおく。

2 遺伝子組換え委員会は、学長の諮問に応じて、次に掲げる各号の事項について調査または審議し、学長に助言または勧告するものとする。

- (1) 実験計画の安全性の審査に関する事項
- (2) 実験に関わる教育訓練および健康管理に関する事項
- (3) 事故発生時の必要な措置および改善策に関する事項
- (4) その他実験の安全確保に関する必要な事項
- (5) 内部規則の制定または改廃に関する事項

3 遺伝子組換え委員会は、必要に応じて安全主任者および実験責任者に対し、報告を求めることができる。

4 遺伝子組換え委員会の委員は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 副学長
- (2) 遺伝子組換え実験安全主任者（以下「安全主任者」という。）
- (3) 関連学科から選出された者 若干名
- (4) 人文学または社会科学系の教員 若干名
- (5) 予防医学またはその関連分野の医師のうちから1名
- (6) 教職員の健康、安全管理等に責任を有する事務職員 若干名

5 前項の規定にかかわらず、学長は、その他必要と認めた者を委員とすることができる。

6 委員の任期は、2年とする。ただし、再任をさまたげない。

7 委員に欠員が生じたとき、補充された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(守秘義務)

第5条の2 委員および事務局は、委員会に提出された申請書について知り得た情報を、法令または裁判所の命令に基づく場合などの正当な理由なしに第三者へ開示または漏洩してはならない。その業務に従事しなく

なった後も同様とする。

(委員長および副委員長)

第6条 遺伝子組換え委員会に、委員長および副委員長を置く。

- 2 副学長は委員長となり、遺伝子組換え委員会を招集し、議長となる。
- 3 副委員長は副学長が任命し、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 4 本条および前条に定めるもののほか、遺伝子組換え委員会の運営に関して必要な事項は、遺伝子組換え委員会が定める。

(安全主任者)

第7条 実験の安全確保に関し、学長および副学長を補佐するため、安全主任者をおく。

- 2 安全主任者は、関係法令および規程を熟知するとともに、生物災害の発生を防止するための知識および技術ならびにこれらを含む関連の知識および技術に習熟した教授または准教授のうちから、副学長が任命する。安全主任者に事故があるときは、遺伝子組換え委員会委員のうちから代行を任命する。
- 3 安全主任者は、次の各号に掲げる職務を行う。
 - (1) 実験が関係法令および本規程にもとづき適正に遂行されていることを確認すること。
 - (2) 実験の安全性について、学長および副学長に対して必要な助言または勧告を行うこと。
 - (3) 実験の安全性について、実験責任者に対して必要な指導または助言を行うこと。
 - (4) その他、実験の安全確保に必要な事項を処理すること。

(実験責任者)

第8条 実験の計画および実施にあたっては、実験ごとに、実験責任者を定めなければならない。

- 2 実験責任者は、実験従事者で、生物災害の発生を防止するための知識および技術ならびにこれらを含む関連の知識および技術に習熟した者とする。
- 3 実験責任者は、次の各号に掲げる職務を行う。
 - (1) 実験全体の適切な管理および監督にあたること。
 - (2) 実験計画および計画の変更を副学長に提出し、その承認を受けること。
 - (3) 実験従事者に対して、第23条第4項に定める教育訓練を行うこと。
 - (4) その他、実験の安全確保に関して必要な事項を実施すること。

(実験従事者)

第9条 実験従事者は、実験の計画および実施にあたっては、安全について十分に自覚し、必要な配慮をするとともに、微生物に関わる標準的な実験法ならびに実験に特有の操作方法および技術に精通し、習熟していなければならない。

第3章 実験計画

(実験計画の申請)

第10条 実験を実施しようとする実験責任者は、実験計画申請書を副学長に提出しなければならない。実験計画を変更しようとする場合も同様とする。

(実験計画の承認)

- 第11条 副学長は、前条の申請があったときは、当該実験計画の安全性について遺伝子組換え委員会に諮った上で、承認を与えるか否かの決定を行うものとする。
 - 2 遺伝子組換え委員会が、実験計画の安全性について審査する場合の基準は、関係法令の定めによる。
 - 3 第1項において、当該実験が文部科学大臣の確認を必要とする実験（以下「大臣確認実験」という。）である場合、副学長は、学長にその旨を申し出て、その承認を得なければならない。
 - 4 副学長は、第1項の決定を行ったときは、学長に報告し、速やかに当該実験責任者に通知するものとする。

(改善の勧告および承認の取消し)

- 第12条 副学長は、承認を与えた実験の安全性について疑いが生じた場合には、遺伝子組換え委員会に諮った上で、実験方法の改善の勧告、実験の一時停止または承認の取消しを行うことができる。
 - 2 副学長が第1項の規定により承認の取消しを行おうとする場合、当該実験が大臣確認実験であるときは、実験の一時停止を命ずるとともに、文部科学大臣にその旨を申し出て、同意を得なければならない。

第4章 実験の実施等

(実験従事者の登録)

第13条 実験に従事しようとする者は、あらかじめ副学長にその旨を申請し、実験従事者名簿への登録を受けなければならない。

2 前項の申請をしようとする者は、副学長の指示に従い、第24条に規定する健康診断を受けなければならない。

3 副学長は、前項の健康診断において可とされた者で、かつ遺伝子組換え委員会が実験従事者として適当と認めたものに限り、実験従事者名簿に登録するものとする。

4 前項の登録の有効期限は、登録を受けた年度末までとする。ただし、更新を妨げない。

(実験の安全な実施)

第14条 実験責任者および実験従事者は、関係法令を遵守し、安全確保に十分な配慮を行いつつ、承認を受けた実験計画に従って実験を実施しなければならない。

2 実験責任者は、実験を終了または中止したときは、実験記録を副学長に提出しなければならない。

(施設および設備の管理保全)

第15条 実験責任者は、実験室または実験区域（以下「実験施設」という。）の施設および設備の管理保全に努めなければならない。

(実験施設への出入り)

第16条 実験施設への一時立入りならびに実験施設内で他の実験および作業等を行なおうとする者は、実験責任者の許可を受け、その指示に従わなければならない。

(標識)

第17条 関係法令に定めるP2レベルの拡散防止措置による実験が進行中の場合には、実験責任者は、実験施設の入口に当該実験のバイオハザード標識を表示しなければならない。

2 実験責任者は、前項の実験に係る組換え体を保存する冷凍庫および冷蔵庫に、その旨を表示しなければならない。

第5章 拡散防止措置

(実験にあたってとるべき拡散防止措置)

第18条 実験にあたってとる拡散防止措置は、二種省令第3条、第4条および第5条の定めによる。

2 動物使用実験における動物屍体および汚物については、遺伝子組換え生物等が含まれる可能性がない場合は、通常の動物屍体および汚物と同様に処分できる。

(保管にあたってとるべき拡散防止措置)

第19条 保管にあたってとるべき拡散防止措置は、二種省令第6条の定めによる。

(運搬にあたってとるべき拡散防止措置)

第20条 運搬にあたってとるべき拡散防止措置は、二種省令第7条の定めによるほか、第22条第4項に従う。

第6章 遺伝子組換え生物等の取扱い

(遺伝子組換え生物等の保管および運搬)

第21条 実験責任者は、遺伝子組換え生物等の保管および運搬を二種省令の定めにより適正に行わなければならない。

(遺伝子組換え生物等の譲渡、提供および委託に関する手続)

第22条 遺伝子組換え生物等を譲渡しようとする者は、譲渡先において明確な使用計画があることおよび適切な管理体制が整備されていることを事前に確認しなければならない。

2 遺伝子組換え生物等の譲渡を受ける実験責任者は、第10条の規定にもとづき、それらを用いる実験計画について承認を得た後、遺伝子組換え委員会が定めた申合せに従い、譲渡を受けなければならない。

3 実験責任者は、遺伝子組換え生物等を譲渡、提供または委託して使用等をさせようとするときは、譲渡等を受けてその使用等を行う者に対し、関係法令で定めるところ、および遺伝子組換え委員会が定めた申合せに従い、情報の提供を行う。

4 実験責任者は、遺伝子組換え生物等の実験区域からの搬出および実験区域への搬入を含む運搬については、遺伝子組換え委員会が定めた申合せの運搬ルールに従い行う。

第7章 教育訓練および健康管理

(教育訓練)

第23条 副学長は、実験責任者、実験従事者、実験を補助する者、動植物飼育担当者等に対し、関係法令およ

びこの規程を熟知させるために、遺伝子組換え委員会に教育訓練を行わせるものとする。

- 2 実験に従事しようとする者は、遺伝子組換え委員会が実施する教育訓練を受講しなければならない。
 - 3 遺伝子組換え委員会が実施する教育訓練の記録については、同委員会が保存する。
 - 4 実験責任者は、実験従事者に対し、関係法令およびこの規程を熟知させ、拡散防止等の安全管理や事故発生時の措置などについて教育訓練を行わなければならない。
 - 5 実験従事者となる学生または大学院学生については、所属する学部または研究科での微生物学、分子生物学に関わる実習科目を受講しなければならない。
 - 6 実験責任者は、第4項の教育訓練の計画および実施に関して、安全主任者の協力を求めることができる。
- (健康管理)

第24条 副学長は、実験従事者の健康管理について常に注意を払うとともに、12か月を超えない期間ごとに健康診断を受診させなければならない。

- 2 実験責任者は、実験従事者の健康管理について常に注意を払うとともに、実験に係る理由により健康に変調を来したと思われるときには直ちに調査し、必要な措置を講ずるとともに、安全主任者および副学長に報告しなければならない。
- 3 実験従事者は、絶えず自己の健康について注意するとともに、前項に該当するときは、実験責任者に報告しなければならない。
- 4 第1項に規定する健康診断は、実験従事者が教職員である場合にあっては学校法人立命館教職員安全衛生管理規程第20条第1項第2号の一般定期健康診断をもって、学生である場合にあっては立命館大学学生健康診断規程第3条第1項第1号の定期健康診断をもって、それぞれ代えることができる。

第8章 異常事態発生時の措置

(災害および事故発生時の通報)

第25条 実験従事者は、次の各号に掲げる事態が発生したときは、直ちにその状況を実験責任者に通知する。

実験責任者は、事態を把握し速やかに副学長、所属する組織の長および安全管理室長に通報するとともに、応急の措置を講じなければならない。

- (1) 地震、火災その他の災害によって、遺伝子組換え生物等について省令の定める拡散防止措置をとることができない、またはそのおそれがあるとき。
 - (2) 実験中、保管中または運搬中の事故によって、遺伝子組換え生物等について省令の定める拡散防止措置をとることができない、またはそのおそれがあるとき。
- 2 副学長は、前項の報告を受けたときは、副委員長、安全主任者、所属する組織の長および安全管理室長の意見を聴取し、適切な措置を講じなければならない。この場合において、省令の定める拡散防止のための措置をとることができないときは、直ちに災害または事故の状況および講じた措置について学長に報告しなければならない。
 - 3 学長は、前項の報告を受けた場合には、速やかに災害または事故の状況および講じた措置を文部科学大臣に報告しなければならない。

第9章 記録

(記録の保存)

第26条 副学長は、次の各号に掲げる記録を保存するものとする。

- (1) 実験計画および実験記録
- (2) 実験従事者名簿
- (3) 遺伝子組換え生物等の譲渡、提供および委託に関する手続記録
- (4) 遺伝子組換え委員会が実施する教育訓練記録
- (5) 健康診断受診記録
- (6) 異常事態の経過および措置

第10章 雑則

(雑則)

第27条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関して必要な事項は、学長が別に定める。

(規程の改廃)

第28条 この規程の改廃は、遺伝子組換え委員会の議を経て、大学協議会が行う。

附 則

この規程は、1994年4月1日から施行する。

附 則（2004年9月8日指針の法制化および情報理工学部設置に伴う一部改正）

この規程は、2004年9月8日から施行する。

附 則（2007年3月15日学校教育法の一部を改正する法律等にもなう一部変更）

この規程は、2007年4月1日から施行する。

附 則（2016年7月13日DNA委員会の委員の変更等に伴う一部改正）

この規程は、2016年7月13日から施行する。

附 則（2017年5月12日 実験従事者の健康診断の実施方法の変更に伴う一部改正）

この規程は、2017年5月12日から施行し、2016年度の実験従事者から適用する。

附 則（2019年7月26日 拡散防止措置の追加、教育訓練の変更等に伴う全部改正）

この規程は、2019年7月26日から施行する。

附 則（2023年10月20日守秘義務の追加に伴う一部改正）

この規程は、2023年10月20日から施行し、2023年4月1日から適用する。

○立命館大学バイオセーフティ委員会規程

2017年6月9日
規程第1123号

(目的)

第1条 本大学における病原体等（病原微生物、ウイルス、寄生虫及びこれらの産生する毒性物質、発がん性物質、アレルゲン等生物学的作用を通して人体に危害を及ぼす要因となるものをいう。以下同じ。）の取扱い、保管等の安全管理に関する業務の適切な実施を目的として、立命館大学バイオセーフティ委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(学長の職務)

第2条 学長は、本大学における病原体等の取扱い、保管等の安全管理に関する業務を統括する。

(副学長の職務)

第3条 研究を担当する副学長（以下「副学長」という。）は、学長の命を受け、前条の業務を担当する。

(委員会の構成)

第4条 委員会の委員は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 副学長
 - (2) 遺伝子組換え実験安全主任者
 - (3) 動物実験委員会副委員長
 - (4) 関連学部・学科から選出された委員 若干名
 - (5) 人文学または社会科学系の教員 若干名
 - (6) 予防医学またはその関連分野の医師のうちから1名
 - (7) 教職員の健康、安全管理等に責任を有する事務職員 若干名
- 2 前項の規定にかかわらず、学長は、その他必要と認めた者を委員とすることができる。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 委員に欠員が生じ補充された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(守秘義務)

第4条の2 委員および事務局は、委員会に提出された申請書について知り得た情報を、法令または裁判所の命令にもとづく場合などの正当な理由なしに第三者へ開示または漏洩してはならない。その業務に従事しなくなった後も同様とする。

(委員長および副委員長)

第5条 委員会に、委員長および副委員長を置く。

2 副学長は委員長となり、委員会を招集し、議長となる。

3 副委員長は副学長が任命し、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

(委員会の決定)

第6条 委員会は、第1条の目的を達成するために、次の事項を決定し、その結果を学長に報告する。

- (1) 病原体等の安全管理に関する理論的および技術的事項に関すること。
- (2) 病原体等の病原性レベルの分類に関すること。
- (3) 実験室および管理区域の安全設備に関すること。
- (4) 病原体等の保管、譲渡および取扱いに関すること。
- (5) 教育訓練および健康管理に関すること。
- (6) 事故発生の際の必要な措置に関すること。
- (7) その他病原体等の安全管理に関すること。

(雑則)

第7条 この規程に定めるもののほか、この規程の運用に関する必要な事項は、委員会が定める。

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、常任理事会の議を経て、大学協議会が行う。

附 則

この規程は、2017年6月9日から施行する。

附 則（2020年3月27日 立命館大学組換えDNA実験安全管理規程の全部改正に伴う一部改正）

この規程は、2020年4月1日から施行する。

附 則（2023年10月20日 目的および改廃に係る上程機関の変更ならびに守秘義務の追加に伴う一部改正）

この規程は、2023年10月20日から施行し、2023年4月1日から適用する。

○立命館大学安全保障輸出管理規程

2015年11月6日
規程第1072号

(目的)

第1条 この規程は、外国為替及び外国貿易法（以下「外為法」という。）にもとづき、本大学における安全保障輸出管理（以下「輸出管理」という。）の適切な実施について必要な事項を定め、もって国際的な平和および安全の維持ならびに学術研究の健全な発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 外為法等 外為法およびこれにもとづく政令、省令、通達等をいう。
- (2) 技術の提供 次に掲げる行為をいう。
 - イ 外国（外為法第6条第1項第2号に定める地域をいう。以下同じ。）における技術の提供もしくは外国に向けて行う技術の提供またはこれらを目的とした国内における技術の提供（技術を記載し、もしくは記録した文書もしくは記録媒体を外国へ送付し、または技術を電気通信により外国に向けて送信する行為を含む。以下同じ。）を行うこと。
 - ロ 非居住者もしくは特定類型該当者への技術の提供またはそれを目的とした居住者への技術の提供を行うこと。
- (3) 貨物の輸出 外国を仕向地として貨物（外為法第6条第1項第15号に定める動産をいう。以下同じ。）を送付すること（貨物の国内における送付で、外国を仕向地として送付されることが明らかなものを含む。）をいう。
- (4) 取引 技術の提供または貨物の輸出をいう。
- (5) リスト規制技術 外国為替令（以下「外為令」という。）別表の1の項から15の項までに定める技術をいう。
- (6) リスト規制貨物 輸出貿易管理令（以下「輸出令」という。）別表第1の1の項から15の項までに定める貨物をいう。
- (7) 該非判定 提供しようとする技術または輸出しようとする貨物が、リスト規制技術またはリスト規制貨物（以下「リスト規制技術等」という。）に該当するか否かを判定することをいう。
- (8) 取引審査 該非判定の内容のほか、取引の相手先または相手先における用途の内容を踏まえ、本大学として当該取引を行うか否かを判断することをいう。
- (9) 大量破壊兵器等 核兵器、軍用の化学製剤もしくは細菌製剤もしくはこれらを散布するための装置またはこれらを運搬することのできるロケットもしくは無人航空機をいう。
- (10) 通常兵器 輸出令別表第1の1の項の中欄に掲げる貨物（大量破壊兵器等に該当するものを除く。）をいう。
- (11) 開発等 開発、製造、使用または貯蔵を行うことをいう。
- (12) 居住者 「外国為替法令の解釈及び運用について」（昭和55年11月29日付蔵国第4672号）6—1—5、6（居住性の判断基準）に従い、居住者として取り扱うこととされる自然人および法人をいう。
- (13) 非居住者 居住者以外の自然人および法人をいう。
- (14) 特定類型該当者 「外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について」（平成4年12月21日付け4貿局492号）1（3）サ①、②または③に該当する居住者をいう。
- (15) 機構等 各学部、各研究科、各研究機構および各教育推進機構をいう。
- (16) 教職員 本大学の教員、有期雇用研究職員および非常勤研究職員ならびに輸出管理の必要がある業務に携わる事務職員、有期雇用職員および事務補助職員をいう。
- (17) 学生等 学生（特別研究学生、特別聴講学生、科目等履修生、聴講生、研究生および研修生を含む。）および客員協力研究員その他本大学において研究を行う者をいう。

(適用範囲)

第3条 この規程は、教職員および学生等が本大学における教育、研究その他の活動として行うすべての技術

の提供および貨物の輸出に適用する。

(基本方針)

第4条 本大学における輸出管理の基本方針は、次の各号のとおりとする。

- (1) 国際的な平和および安全の維持を妨げるおそれがあると判断される取引は行わないこと。
- (2) 取引にあたっては、外為法等およびこの規程（この規程により別に定めるものを含む。）を遵守すること。
- (3) 輸出管理を適切に実施するため、輸出管理の責任者を定めるとともに、輸出管理にかかる体制の整備および充実を図ること。

(安全保障輸出管理最高責任者)

第5条 本大学に安全保障輸出管理最高責任者（以下「輸出管理最高責任者」という。）をおき、学長をもって充てる。

- 2 輸出管理最高責任者は、前条の基本方針にもとづき、輸出管理上の重要事項の最終的な決定を行う。

(安全保障輸出管理統括責任者)

第6条 本大学に安全保障輸出管理統括責任者（以下「輸出管理統括責任者」という。）をおき、研究を担当する副学長のうちから、輸出管理最高責任者が指名する者をもって充てる。

- 2 輸出管理統括責任者は、輸出管理最高責任者の指示にもとづき、本大学における輸出管理に関する業務を統括する。

(安全保障輸出管理アドバイザー)

第7条 本大学に安全保障輸出管理アドバイザー（以下「輸出管理アドバイザー」という。）をおき、輸出管理について専門的な知見を有する者のうちから、輸出管理統括責任者が委嘱する。

- 2 輸出管理アドバイザーは、輸出管理統括責任者の業務を補佐し、外為法等に関する専門的な助言を行う。

(機構等安全保障輸出管理責任者)

第8条 輸出管理最高責任者は、輸出管理の必要がある機構等に、機構等安全保障輸出管理責任者（以下「機構等輸出管理責任者」という。）をおくことができる。機構等輸出管理責任者は、当該機構等の長をもって充てる。

- 2 機構等輸出管理責任者は、当該機構等における輸出管理に関する業務を統括する。

(機構等安全保障輸出管理担当者)

第9条 機構等輸出管理責任者は、機構等に機構等安全保障輸出管理担当者（以下「機構等輸出管理担当者」という。）をおくことができる。

- 2 機構等輸出管理担当者は、当該機構等の事務を掌る課の事務長または課長をもって充てる。
- 3 機構等輸出管理担当者は、機構等輸出管理責任者の指示にもとづき、当該機構等における輸出管理に関する事務をs。

(全学安全保障輸出管理事務局)

第10条 本大学に全学安全保障輸出管理事務局（以下「全学輸出管理事務局」という。）をおき、研究部をもって充てる。

- 2 全学輸出管理事務局は、輸出管理統括責任者の指示にもとづき、本大学の輸出管理に関する機構等に共通する業務を行う。

(安全保障輸出管理委員会)

第11条 本大学に、輸出管理に関する重要事項を審議するため、安全保障輸出管理委員会（以下「委員会」という。）をおく。

- 2 委員会は、次の各号に掲げる事項について審議する。

- (1) 輸出管理にかかる規程等の制定および改廃に関する事項
- (2) 輸出管理にかかる教育研修等の実施に関する事項
- (3) 輸出管理にかかる監査に関する事項
- (4) 輸出管理統括責任者から諮問された事項にかかる調査等に関する事項
- (5) その他輸出管理に関する重要事項

3 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。ただし、第7号の事務部長がおかれていない場合は、当該部の次長を委員とする。

- (1) 輸出管理統括責任者

- (2) 研究部長
 - (3) 輸出管理アドバイザー
 - (4) 機構等安全保障輸出管理責任者のうちから輸出管理統括責任者が指名した者 若干名
 - (5) 教学部長
 - (6) 国際部長
 - (7) 研究部事務部長
 - (8) その他輸出管理統括責任者が指名した者
- 4 前項第4号および第8号の委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
 - 5 委員会に委員長をおき、第3項第1号の委員をもって充てる。
 - 6 委員長は、委員会を招集し、議長となる。
 - 7 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者を委員会に出席させることができる。

(事前確認)

第12条 教職員は、取引を行おうとするときは、輸出管理統括責任者が指定する様式にもとづき、取引の相手先、用途、特定類型該当者への該当性および輸出管理統括責任者が指定する事項について、外為法等に抵触する可能性の有無を事前に確認しなければならない。

- 2 教職員は、前項の取引について、機構等輸出管理責任者の確認が不要であると輸出管理統括責任者が定めるものを除き、機構等輸出管理責任者の確認を得なければならない。この場合において、該非判定を必要とするときは、該非判定について輸出管理アドバイザーと協議しなければならない。

(取引審査)

第13条 教職員は、前条第2項の確認により取引審査の手続を要する旨の確認を得た取引を行おうとするとき、または大量破壊兵器等もしくは通常兵器の開発等に用いられるおそれがあるものとして経済産業大臣から許可申請すべき旨の通知を受けた取引を行おうとするときは、輸出管理統括責任者が指定する取引審査申請書を作成し、機構等輸出管理責任者による一次の取引審査を経て、輸出管理統括責任者による二次の取引審査を受け、その承認を得なければならない。

- 2 教職員は、取引審査により承認が得られた取引について、提供しようとする技術もしくは輸出しようとする貨物の仕様に追加が生じたとき、または提供しようとする技術もしくは輸出しようとする貨物に追加が生じたときは、改めて前条の事前確認を行うものとする。

(取引許可に係る申請)

第14条 輸出管理統括責任者は、前条第1項にもとづく承認を行った取引のうち、外為法等にもとづく経済産業大臣の許可が必要となる取引については、経済産業大臣に対して許可申請を行うものとする。

(技術の提供管理)

第15条 教職員は、技術の提供を行うときは、第12条および第13条の手続が終了し、および技術の内容に変更がないことを確認しなければならない。

- 2 前項に定めるもののほか、教職員は、提供しようとする技術が外為法等にもとづく経済産業大臣の許可が必要なものであるときは、当該許可を得ていることを確認しなければならない。
- 3 教職員は、前2項の確認ができないときは、当該技術の提供を行ってはならない。

(貨物の輸出管理)

第16条 教職員は、貨物の輸出を行うときは、第12条および第13条の手続が終了し、および貨物の内容に変更がないことを確認しなければならない。

- 2 前項に定めるもののほか、教職員は、当該貨物の輸出が外為法等にもとづく経済産業大臣の許可が必要な貨物の輸出であるときは、当該許可を得ていることを確認しなければならない。
- 3 教職員は、前2項の確認ができないときは、当該貨物の輸出を行ってはならない。
- 4 教職員は、貨物の輸出を行う場合に通関時に事故が発生したときは、直ちに当該輸出の手続を取りやめ、輸出管理統括責任者にその旨を報告しなければならない。
- 5 輸出管理統括責任者は、前項の報告があったときは、輸出管理アドバイザー等と協議のうえ、適切な措置を講ずるものとする。

(文書管理)

第17条 教職員は、輸出管理の手続に必要な文書、図面または電磁的記録（電子的方式、電磁的方式その他の

人の知覚によって認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。)の作成にあたっては、事実にもとづき正確に記載しなければならない。

- 2 教職員は、輸出管理に係る文書、図面または電磁的記録について、技術が提供された日または貨物が輸出された日の属する年度の初日から起算して、10年間保管しなければならない。

(報告)

第18条 教職員は、外為法等もしくはこの規程に対する違反または違反のおそれがあることを知った場合または外国において技術もしくは貨物を紛失し、もしくは盗難に遭った場合は、速やかに機構等輸出管理責任者を經由して輸出管理統括責任者にその旨を報告しなければならない。

- 2 輸出管理統括責任者は、前項の報告により、外為法等に違反している事実が明らかになったとき、または違反したおそれがあるときは、速やかに学内の関係部署に対応を指示するとともに、遅滞なく関係行政機関に報告するものとする。この場合において、当該報告の内容が特に重大な違反であるときは、あらかじめ輸出管理最高責任者に報告し、対応を協議するものとする。

- 3 輸出管理統括責任者は、二次の取引審査において取引を承認したあと、当該取引について大量破壊兵器等または通常兵器の開発等に用いられるおそれその他輸出管理上の懸念があることが明らかになったときは、遅滞なく輸出管理最高責任者に報告し、対応を協議するとともに、関係行政機関に報告するものとする。

(教育)

第19条 輸出管理統括責任者は、外為法等およびこの規程の遵守について理解させるとともに、その確実な実施を図るため、教職員に対し、輸出管理の教育研修を計画的に実施するものとする。

- 2 機構等輸出管理責任者は、当該機構等の教職員に対し、輸出管理について理解を深め、意識の高揚を図るための啓発その他必要な情報の提供に努めるものとする。
- 3 教職員は、自らの教育、研究その他の活動において、リスト規制技術等を保管し、または使用する研究室等を利用する学生等に対し、外為法等およびこの規程の遵守についての理解を深めるため必要な教育研修を行うよう努めるものとする。

(監査)

第20条 輸出管理統括責任者は、本大学における輸出管理が、外為法等およびこの規程にもとづき適正に実施されていることを確認するため、輸出管理業務に係る監査を定期的に行うよう努めるものとする。

(懲戒)

第21条 学校法人立命館は、故意または重大な過失によりこの規程に違反した教職員またはこれに関与した教職員について、学校法人立命館教職員懲戒手続規程にもとづき、懲戒を行う場合の手続に付すものとする。

(手続要領)

第22条 この規程に定めるもののほか、輸出管理に関し必要な事項は、輸出管理統括責任者が安全保障輸出管理手続要領に定める。

(規程の改廃)

第23条 この規程の改廃は、安全保障輸出管理委員会の議を経て、大学協議会が行う。

附 則

この規程は、2015年12月1日から施行する。

附 則 (2022年3月25日「みなし輸出」管理運用の明確化に関する関係省令の改正に伴う一部改正)

この規程は、2022年5月1日から施行する。

○立命館大学研究倫理委員会規程

2007年3月15日
規程第718号

(設置)

第1条 立命館大学研究倫理指針（以下「指針」という。）の適正な運用を促進するとともに、研究倫理に関する事項について審議、調査、検討するため、立命館大学研究倫理委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(任務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 指針に定める立命館大学の責務に関する事項
- (2) 指針の実施・調整に関する事項
- (3) 研究倫理に関する学長の諮問事項
- (4) 研究費等の不正使用防止計画に関する事項
- (5) その他、研究倫理に関する事項

2 委員会は、研究計画等の倫理審査を日常的に行うために設置している委員会等（以下「研究倫理審査委員会等」という。）の審査状況を把握するとともに、指導および助言を行う。

3 委員会は、必要があると認めるときは、研究者に対して、適切な指導および助言を行う。

4 委員会は、指針に定める研究者の研究倫理に反する行為、不当または不公正な扱いを受けた者からの相談、苦情等に対応する。

(委員会の構成)

第3条 委員会は、次の委員をもって構成する。

- (1) 学長
- (2) 研究を担当する副学長のうち学長が指名する者
- (3) 常務理事および学部長理事のうちから委嘱する者 若干名
- (4) 研究倫理に関する優れた見識を有する本学教員 若干名
- (5) 弁護士や会計士など学外の専門家 若干名
- (6) 研究倫理室長
- (7) 研究倫理室副室長

2 前項の規定にかかわらず、委員会は必要に応じて研究倫理審査委員会等の委員長に出席を求め、説明または意見を聴取することができる。

(委員長および副委員長)

第4条 委員会に、委員長および副委員長を置く。委員長は学長とし、副委員長は前条の委員のうちから学長が指名する。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となるとともに委員会を統括する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に支障があるときは、その職務を代行する。

(成立・議決要件)

第5条 委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立し、出席委員の過半数によって議決する。

(委員以外の者の出席)

第6条 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させることができる。

2 委員長は、必要に応じて当該研究者の出席を求め、説明または意見を聴取することができる。

(調査委員会の設置)

第7条 委員長は、指針にもとづく調査のために、必要に応じて調査委員会を設置することができる。

2 調査委員会の委員には、委員会委員以外の者を委嘱することができる。

(守秘義務)

第8条 委員は、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、常任理事会が行う。

附 則

この規程は、2007年3月15日から施行する。

附 則（2008年2月20日総合理工学院設置に伴う一部改正）

この規程は、2008年4月1日から施行する。

附 則（2010年11月10日 学校法人立命館通報処理規程の制定に伴う一部改正）

この規程は、2010年11月10日から施行する。

附 則（2012年3月14日 総合理工学院の解消に伴う一部改正）

この規程は、2012年4月1日から施行する。

附 則（2015年3月25日 委員会の任務の追加等に伴う一部改正）

1 この規程は、2015年4月1日から施行する。

2 この規程の施行に伴い、立命館大学研究費適正執行管理委員会規程（2007年3月15日規程第717号）は廃止する。

附 則（2020年3月18日 委員会の構成の変更に伴う一部改正）

この規程は、2020年4月1日から施行する。

○立命館大学利益相反規程

2008年4月23日
規程第763号

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、本大学の社会的信用を維持し、健全な産学官連携活動を推進するため、利益相反を適切にマネジメントする取扱いについて定める。

(定義)

第2条 この規程において「利益相反」とは、第2項および第3項における「責務相反」と「個人としての利益相反」の双方を含んだ概念をいう。

2 この規程において「責務相反」とは、本大学における職務遂行責任と、学外活動または兼業活動における職務遂行責任とが相反する状態をいう。

3 この規程において「個人としての利益相反」とは、本大学における教職員個人の教育および研究上の責任と、学外活動または兼業活動から得られる教職員個人の利益とが相反する状態をいう。

(利益相反委員会)

第3条 利益相反を適切にマネジメントし、健全な産学官連携活動の推進ならびに教育および研究の高度化を図るため、常任理事会のもとに利益相反委員会を設置する。

2 利益相反委員会は、次の各号に掲げる事項を審議および実施する。

- (1) 利益相反マネジメントポリシーに関すること。
- (2) 学校法人立命館教職員兼業規程第4条第3項に定める兼業申請の審査に関すること。
- (3) 利益相反に関する自己申告書（以下「自己申告書」という。）に関すること。
- (4) 利益相反に係る相談および助言に関すること。
- (5) 利益相反に係る広報および啓発に関すること。
- (6) 利益相反事例に係る調査、改善指導または是正勧告もしくは命令に関すること。
- (7) その他利益相反に関すること。

3 利益相反委員会は、次の委員をもって構成する。

- (1) 副総長（研究担当）
- (2) 研究部長のうち委員長が指名する者
- (3) 研究部副部長のうち委員長が指名する者
- (4) 人事部長
- (5) 研究部事務部長
- (6) その他、委員長の指名する者

4 利益相反委員会の委員長は副総長（研究担当）、副委員長は研究部長とする。

(利益相反アドバイザー)

第4条 日常的に教職員等の相談に応じ、利益相反に関する知識を普及させるため、利益相反委員会のもとに、利益相反アドバイザーを置く。

2 利益相反アドバイザーは、教職員の産学官連携活動を積極的かつ健全に推進するために、次の各号に掲げる任務を行う。

- (1) 利益相反に関する相談および助言
- (2) 利益相反に関する広報および知識の普及
- (3) 利益相反全般および個別の利益相反事例に係る各種調査
- (4) 個別の利益相反事例に係り、利益相反委員会で審議する必要性の有無の判断
- (5) その他利益相反に関すること。

3 利益相反アドバイザーは、研究部長、研究部副部長、研究部事務部長および研究部次長が兼務する。第2章「責務相反」マネジメント

(兼業手続)

第5条 兼業に関する手続は、学校法人立命館教職員兼業規程による。

第6条 削除

第7条 削除

第8条 削除

第9条 削除

第3章 「個人としての利益相反」マネジメント

(対象)

第10条 「個人としての利益相反」マネジメントは、全ての教職員を対象とする。

(一般的基準)

第11条 教職員は、個人的な金銭的利益その他の便益を、本大学における教職員個人の教育および研究上の責任より優先してはならない。

(自己申告書の提出)

第12条 教職員が、大学以外の産学官連携活動に係る一団体から、次に掲げる項目において、年間1,000,000円以上の金銭的利益を得ている場合、年1回、利益相反委員会が定める手続により、自己申告書を利益相反委員長に提出しなければならない。

(1) 利益相反委員会において承認した兼業に係る収入

(2) 特許の実施料等、知的財産権に係る収入

(3) 株式配当

(4) 贈与

(5) その他、経済的利益

2 前項の自己申告書の様式、提出期限、その他必要な事項は、利益相反委員会において決定する。

3 提出された自己申告書に対し、必要に応じて利益相反アドバイザーによる助言または利益相反委員会における審議にもとづく改善指導を行う。

第4章 共通事項

(勧告または命令)

第13条 個別の事例において、利益相反委員会の改善指導に従わない場合、諸規程に違反して申請あるいは報告を行わない場合、または虚偽の申請あるいは報告が発覚した場合は、利益相反委員会は、次の勧告または命令を行うことができる。

(1) 不適切と判断した活動を一定期間内に是正すること。

(2) 適正な書類の提出を求めること。

(3) 兼業承認の取消し

(4) 企業等の役員の辞任

(5) 利益の放棄

(6) 研究プロジェクト等への不参加

(7) その他大学が社会の信頼を回復するのに必要な措置

(不服申立て)

第14条 個別事例において当該教職員が、利益相反委員会の決定に対し不服がある場合、または前条における勧告もしくは命令に対し不服がある場合は、利益相反委員会に対し再審議の申立てを行うことができる。

2 利益相反委員会は再審議を行い、その結果について学長の承認を得なければならない。

(情報管理)

第15条 利益相反委員会における申請書類、報告書類等に記載される個人情報等については、学校法人立命館個人情報保護規程にもとづき管理を行う。

(情報公開)

第16条 利益相反委員会は、社会への説明責任を果たすため、本大学の利益相反マネジメントに関する情報を必要な範囲内で学外に公表することができる。

2 利益相反委員会は、学外への情報公開に当たって、個人情報の保護に留意する。

(規程の改廃)

第17条 この規程の改廃は、利益相反委員会の議を経て、常任理事会が行う。

附 則

この規程は、2004年4月1日から施行する。

附 則（2006年4月1日機構改革に伴う改正）

この規程は、2006年6月28日から施行し、2006年4月1日から適用する。

附 則（2009年4月22日事務分掌の規定方法の変更に伴う一部改正）

この規程は、2009年4月22日から施行する。

附 則（2020年9月9日学校法人立命館教職員兼業規程の制定に伴う一部改正）

この規程は、2020年10月1日から施行する。

立命館大学利益相反マネジメント・ポリシー

第1 産学官連携と利益相反に対する立命館大学の基本的な考え方

1 産学官連携に対する基本的な考え方

現代の社会における人文・社会・自然の諸科学の研究は、先端化、高度化、多様化などの急速な進展のもとにおかれているだけではなく、領域の融合や新たな領域の創成を強く要請されている。このような学術的環境の中で、大学は従来の研究の方法や内容のみに固執することなく、学外機関との交流を行うことを通じて人類の福祉と社会の進歩に貢献するという学問研究に内在する要請に答えていく必要がある。

本大学とそこで研究教育に携わる教職員は、これらの要請を積極的に受けとめ、「自由と清新」という建学の精神、ならびに「平和と民主主義」の教学理念のもと、国、地方公共団体、民間企業などの学外機関との交流を、わが国の大学の中でも先進的、先駆的に推進してきた。大学の基本的かつ伝統的な使命である教育と研究に加え、それらの成果を社会に普及させて社会貢献を図ることを本大学の重要な使命と位置付け、大学に対する社会からの様々な期待が一層増していることを認識した上で、自由にして進取の気風に富んだ私学として、新たな時代にふさわしい産学官連携と社会貢献の姿を追求し、社会的存在としての大学の役割を果たすことを確認する。

2 利益相反に対する基本的な考え方

教職員が産学官連携活動に従事する場合、教職員個人が連携先の企業等との関係で有する利益や責務と、本大学における教育および研究上の責務が衝突する状況が、日常的に起こり得る。こうした状況を、広く利益相反という。

本大学は、利益相反について、積極的に利益相反を受け止め、取り扱う。本大学の教育研究に対して悪影響が生じたり、本大学の社会的信用を損なったりする事態を回避するために、利益相反を適切にマネジメントすることが産学官連携の健全な発展に必須である。

第2 利益相反マネジメント・ポリシーの目的および関連諸規程など

1 利益相反マネジメント・ポリシーの目的

このような利益相反マネジメントに関する本大学の姿勢と考え方を明らかにするために、「立命館大学利益相反マネジメント・ポリシー」（以下「本ポリシー」という。）を定める。

本ポリシーの目的は、本大学が自主的に利益相反に対する基本姿勢とマネジメント体制を確立していることを学内外に対して示すことによって、学外の諸団体から信頼を得ると同時に、学内の教職員が安心して産学官連携に取り組むことができるようにすることにある。また、利益相反を適切にマネジメントし、本大学の社会的信用を維持することにより、産学官連携の健全な発展に資することにある。

2 本ポリシーを具体化する規程など

本ポリシーに則った具体的な取扱い等については、「立命館大学利益相反規程」に定める。また、兼業に係る事項は「学校法人立命館教職員兼業規程」に定める。

3 本ポリシーと関連する他のポリシーなど

本大学の学内外で産学官連携に携わる者が安心してこれに取り組むことができるようにするためには、本ポリシーを定めるだけでなく、産学官連携において重要な位置を占める知的財産の取扱いについて、明確にしておくことが必要である。そこで本大学は「立命館大学知的財産ポリシー」を定める。

また、従来から産学間では、共同研究、受託研究および奨学寄付金などの資金受入れなどの交流形態が存しており、これらが今日でも産学官連携の重要な柱であることには変わりはない。本大学は、これら学内外の交流に関する基本的指針として「立命館大学学外交流倫理基準」を定める。

以上のポリシーおよび関連諸規程は、本ポリシーおよびその関連諸規程とともに、本大学における産学官連携の基本的な指針として運用する。

第3 利益相反に関する定義と基本方針

1 定義

本ポリシーでは、利益相反に関する用語を次の意味において使用する。

① 単に「利益相反」というときには、後述の「責務相反」と「個人としての利益相反」の双方を含んだ概念として用いる。

② 「責務相反」とは、本大学における職務遂行責任と学外活動または兼業活動における職務遂行責任とが相反する状態をいう。

③ 「個人としての利益相反」とは、本大学における教職員個人の教育および研究上の責任と、学外活動または兼業活動から得られる教職員個人の利益とが相反する状態をいう。

2 基本方針

(1) 「責務相反」についての基本方針

本大学の教職員は、勤務時間中は業務に専念する義務を負い、その時間と知的能力は教育、研究および学問的活動に注がなければならない。しかし、学外の活動に従事することが、そこで得た知見を教育および研究に還元することによって、教育および研究の質を向上させることがある。また大学における研究成果および知的財産を社会に還元するために、兼業活動に従事することが必要ないし望ましい場合もある。そこで本大学は、本大学への職務専念義務を前提として、一定の範囲内で学外活動および兼業活動を許容する。

(2) 個人としての利益相反についての基本方針

産学官連携活動や兼業活動などを通じ、教職員個人が直接的または間接的に利益を得るケースがしばしば発生する。たとえば、直接的な金銭的利益としては、役員、顧問等としての報酬、特許実施料などがある。また、自らが役員や顧問などに就任している企業または株式を保有している企業に対し、本大学の施設を無償で提供すること、研究成果を無償で提供すること、指導する学生を企業の研究に従事させること、本大学の物品購入において有利になるような働きかけをすること等は、間接的に個人の利益を発生させることになる。

社会への直接的な貢献を果たすために、教職員個人が産学官連携活動や兼業活動などから金銭的利益等を得ること自体は許容されることであり、基本的には非難されるものではないと考える。しかしながら、本大学の教育および研究よりも個人的な金銭的利益等を明らかに優先させているとみ

られる場合は、公共的存在の大学教職員として職業意識と倫理の両面から疑われることであり、本大学の社会的信用を損なう可能性もあるため、許容できない。本大学および教職員の社会的信用を確保するために、実態の開示等によって透明性を確保することが重要である。

第4 利益相反に関するマネジメント体制

1 利益相反委員会

本大学では、利益相反を適切にマネジメントし、健全な産学官連携活動の推進ならびに教育および研究の高度化を図るため、常任理事会のもとに利益相反委員会を設置する。

2 利益相反アドバイザー

日常的に教職員等の相談に応じ、利益相反に関する知識を普及させるため、利益相反委員会のもとに、利益相反アドバイザーを配置する。

3 相談・助言の積極的な取り扱い

利益相反委員会および利益相反アドバイザーの役割においてもっとも重要なことは、教職員の産学官連携活動を積極的かつ健全に推進するために、日常的に教職員等の相談に応じ、助言を行うことである。利益相反委員会や利益相反アドバイザーの制度は、産学官連携活動を萎縮させる性格のものであってはならず、相反が生じてから対処すること以上に、事前に相談に応じ、助言や指導を行うことに力点を置く。

第5 「責務相反」のマネジメント

学外の活動に従事することにより、そこで得た知見を教育・研究に還元し、教育および研究の質を向上させることが期待される場合や、大学における研究成果および知的財産を社会に還元するために、兼業活動に従事することが必要ないし望ましい場合には、本大学への職務専念義務を前提として、一定の範囲内で兼業活動は許容される。兼業手続については学校法人立命館教職員兼業規程に定める。

第6 「個人としての利益相反」のマネジメント

1 「個人としての利益相反」に関する一般的基準

社会への直接的な貢献を果たすために、教職員個人が産学官連携活動や兼業活動などから金銭的利益等を得ること自体は許容されることであり、非難されるものではない。しかしながら、教職員の個人的な金銭的利益等を、本大学における教職員個人の教育および研究上の責任よりも、明らかに優先させている状況は許容されない。

なお、実際に教職員個人が直面する事態は多様であり、こうした一般的な基準だけでは不十分である。具体的な事例を蓄積し、事例集等の形態で公開することにより、一般的基準を補完する。

2 自己申告

「個人としての利益相反」をマネジメントする上で重要なことは、本大学および教職員の社会的信用を確保するために、実態の開示等によって透明性を確保することであり、教職員は利益供与を受けた事実を本大学に対して自己申告する。本大学としては、その利益供与の事実自体に対して何らかの意見を申し立てるものではなく、その利益供与によって本来の教育・研究のあり方が歪曲されるような事態が生じていないか、社会から見た場合に本大学および教職員の社会的信用を損なうようなことがないかを点検し、適切なマネジメントを行う。

第7 教職員個人における倫理

利益相反をマネジメントする前提として、産学官連携活動等に係わる教職員は、基本的な行動規範としての倫理を認識する必要がある。教職員は、本ポリシーの精神を十分に理解するとともに、次あげる基準を踏まえて行動しなければならない。

- ① 本大学の社会的信用を維持し、学外交流の健全な推進に努めること。
- ② 常に公私の別を明らかにし、その職務や地位を自らの私的利益のために用いてはならないこと。
- ③ 本大学の定める規則に則り、必要な情報を開示すること。
- ④ 法律や学内諸規程を遵守すること。

附則（2020年9月9日学校法人立命館兼業規程の制定に伴う一部改正）

本ポリシーは2020年10月1日から施行する。

立命館大学教員研究室の利用に関するガイドライン

立命館大学が、研究および教育活動のために設置している教員研究室（附属設備等を含む）を教員に貸与するにあたり、以下のとおり利用に関するガイドラインを定める。

第1 利用原則

教員は、教員研究室の利用にあたって、次の事項を守り、責任をもって教員研究室を管理しなければならない。

- (1) 研究および教育活動以外の目的に利用しないこと。
- (2) 他人の研究および教育活動の妨げとなる行為をしないこと。

第2 遵守事項

教員は、次の事項を遵守し、防火防災について注意を払い、常に安全な環境維持に努めなければならない。

- (1) 教員研究室内では喫煙しないこと。
- (2) 研究および教育活動で使用するものであっても危険物等は一切持ち込まないこと。
- (3) 予め大学が設置している机、書棚などの什器、備品を持ち出さないこと。
- (4) 電気プラグ、流し台などの設備は丁寧に取り扱い、改造等を加えないこと。
- (5) 貸与終了時には、私物、その他持込み品等を除去し、貸与時の原状に回復させること。
- (6) 鍵は教員が責任をもって管理すること。
- (7) 火気の管理等、教員研究室の火元責任者として役割を果たすこと。
- (8) 「立命館大学・立命館附属校ハラスメント防止のためのガイドライン」に従い、ハラスメントおよびそれにつながる行為は行わないこと。

第3 安全巡視等

教員は、関連法令および学内規程に基づき、大学が実施する次の安全巡視等に協力しなければならない。

- (1) 労働安全衛生法とその関連法令に基づき、大学は教員研究室の職場巡視をおこなう。
- (2) 学校法人立命館防火防災管理規程に基づき、防火・防災管理者は自主点検業務のために、教員研究室に立ち入ることがある。

第4 毀損、亡失

教員は、教員研究室（附属設備等を含む）を汚損、毀損もしくは亡失したときは速やかに所属キャンパスの事務担当部課に届出るものとし、利用者の故意または重大な過失による場合には、大学はその賠償を求めることができる。

第5 利用制限

教員がこのガイドラインに違反した場合には、大学は教員研究室の利用を制限することがある。

第6 災害等の緊急時における対応

災害等の緊急時においては、安否確認または安全確保に係る措置のために、教員研究室への立入りを、学校法人立命館リスクマネジメント規程第7条に規定する事業所統括管理責任者の判断において行うことがある。

附則（2019年7月17日災害等の緊急時における対応の追加等にもなう一部改正）

このガイドラインは、2019年7月17日から施行する。

以上